

平成12年新年号

- ・建設業界への陳情について
- ・建設機械の排出ガス基準値について
- ・中小企業経営革新支援法について



C O N T E N T S

年頭に
あたって

「西暦2000年を迎えて」

社団法人全国建設機械器具リース業協会会長 三瓶徳司

「新年のご挨拶」

建設省建設経済局建設機械課長 田中康順

陳情

建設業界への陳情について

排出ガス対策

建設機械の排出ガス基準値について

共済制度

全建リース総合賠償制度について

関係法令

排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定及び対策型建設機械の指定について
中小企業信用保険法第2条第3項第5号に係る特定業種の指定について
中小企業経営革新支援法について
下請契約における代金支払の適性化等について
郵便物の取扱いについての協力依頼

厚生年金

全国建設機械器具リース業厚生年金基金について

NEWS

平成十一年度可搬形発電機整備技術者試験合格者
平成十一年度建設機械器具賃貸業管理技士試験合格者
建設大臣表彰

支部だより

九州支部 ミャンマー視察旅行
東京支部 活動報告

報告

委員会活動報告

規定

協会の定款・支部に関する規定

協会より

協会支部名簿
建設機械等レンタル(賃貸借)基本契約書
あてがき



●表紙 住友中野坂上ビル

年頭にあたって	2
「西暦2000年を迎えて」	2
「新年のご挨拶」	3
建設業界への陳情について	4
建設機械の排出ガス基準値について	5
全建リース総合賠償制度について	8
排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定及び対策型建設機械の指定について	10
中小企業信用保険法第2条第3項第5号に係る特定業種の指定について	12
中小企業経営革新支援法について	14
下請契約における代金支払の適性化等について	18
郵便物の取扱いについての協力依頼	20
厚生年金	22
全国建設機械器具リース業厚生年金基金について	22
NEWS	
平成十一年度可搬形発電機整備技術者試験合格者	24
平成十一年度建設機械器具賃貸業管理技士試験合格者	27
建設大臣表彰	29
支部だより	
九州支部 ミャンマー視察旅行	30
東京支部 活動報告	31
報告	
委員会活動報告	32
規定	
協会の定款・支部に関する規定	47
協会より	
協会支部名簿	59
建設機械等レンタル(賃貸借)基本契約書	63
あてがき	64

年頭にあたって



「西暦2000年を迎えて」

社団法人全国建設機械器具リース業協会

会長 三瓶徳司

新年おめでとございます。

2000年という世界共通の西暦が、我が国の国民生活においても浸透し、馴染みの深かった昭和・平成といった年号の文言が遠くに行ったような気のある新年に、一抹の寂しさを感じたのは私一人であったでしょうか……。

心配された2000年問題も、何事もなく（年末に執筆しましたので何もないことを願いつつ）新年を迎えることができました。

今年20世紀の締めくくりをする年であります。

振り返ってみますと、建設機械器具賃貸業界は、この半世紀の間に立派な産業としての地位を確立したところまでに成長してきました。

ユーザーである建設業界の支援を受け、ニーズに応えたサービスを展開し、今日を迎えましたが、近年は建設業界の体質の問題や公共投資の削減などの影響を受け、大変な不況をもたらせています。

このような不況がいつまでも続くとは思われませんが、ただ、今後の建設投資は30%以上も削減されると予想する人もいると言われています。

21世紀を間近に控え、これからの建設産業のあり方が問わ

れているところではありますが、今までとは違った、ゼネコン

主体の業界から、これまで支えてきた専門事業者を重視した体質に方向も変わろうとしている状況も窺えます。

政府では、我が国の社会経済の構造改革を行うために、中小企業を日本経済の活力の源泉と位置づけ、中小企業対策として昨年11月11日の経済対策閣僚会議において経済新生対策を決定しております。

具体的施策については、「現状認識に立ち、雇用不安を払拭しつつ公需から民需へのバトンタッチを図り取り組みやすくするとともに、情報化の推進、社会資本の整備、都市・地域開発、技術開発などの発展基盤の整備には新規性、期待性、訴求性を持つ施策を盛り込む。」としてあります。

中小企業を中心とした、これまでに例を見ない政策が主軸となっており、本年こそ景気回復の元年となることを期待するものであります。

2000年を迎え、新しい公益法人認可基準に従い、当協会の理事構成を改革し、社団法人全国建設機械器具リース業協会は、気分を新たに委員会活動を中心に業界の発展に努めてまいりますので、更なる御協力を賜ることをお願い申し上げます。新年の挨拶といたします。

年頭にあたって



「新年のご挨拶」

建設省建設経済局建設機械課長

田中康順

平成12年の新春を迎え、謹んでご挨拶を申し上げます。

（社）全国建設機械器具リース業協会並びに会員の皆様方におかれましては、日頃より建設行政に対しまして格別のご理解、ご協力を賜り、ここからお礼申し上げます。

ご案内のとおり、わが国経済は厳しい状況にありますが、政府といたしましては、このような経済状態から速やかに脱却し1日も早い景気回復を図るため、昨年は「2001年度から民間需要が引張る新しい成長軌道に乗せる」という景気回復目標を明記した総額18兆円の経済新生対策を発表し、実施したところであります。

平成12年度予算については、今後のわが国経済の動向等を十分踏まえ、必要があれば機動的、弾力的な対応を行うものとするとし、前年度当初予算と同様に、公共事業については景気回復に全力を尽くすとの考え方に立って編成されています。

建設省としてもこれらの施策を活用し、日本経済を新生させる21世紀の新たな発展基盤を築くため、生活基盤、基幹的なネットワークインフラ等を戦略的、重点的に整備するとともに地域経済の動向にも十分配慮し、地域の活性化に役立つ社会資本整備を進める所存です。

建設機械行政につきましては、医療機器産業、航空機産業

など様々な業種における技術の動向を把握し、これらの建設機械施工に関する技術開発への導入のための検討、建設CALSとの連携を図りつつ、情報機器等により高度な施工を行い、一連の施工を合理化する情報化施工を推進することなどを進めています。また、本年度より建設工事にかかる環境対策を推進するため中小企業金融公庫及び国民金融公庫における特別貸し付けとして環境対策型建設機械の普及促進のための融資制度を創設したところであります。本制度が活用され環境対策型の建設機械が一層普及することを希望する次第です。

昨年は、中小企業近代化促進法が廃止されて、新たに中小企業経営革新支援法が制定され、経営革新及び経営基盤強化のための自助努力がより重要となっております。

貴協会におかれましては、第三次構造改善事業計画の推進の一環として、建設機械の有効利用を図るといふ観点からリースレンタル市場における情報システムの構築に鋭意取り組まれています。情報化社会の進展にともない、業界が保有する情報の戦略的利用がより重要になっていくものと考えられ、このシステムの構築、活用により、建設機械器具の積極的活用が図られることを期待しています。

おわりに、貴協会並びに会員の皆様のご発展とご活躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

建設機械の排出ガス第2次対策について

建設省では、建設機械ユーザーの立場からトンネル坑内作業等の環境改善、機械化施工が大気環境に与える負荷の低減を目的として、建設機械の排出ガス対策に取り組んでいる。この対策として、平成3年に排出ガス第1次基準値を策定し、この基準値を満たした建設機械については「排出ガス対策型建設機械」として型式指定を行っている。また、建設省直轄工事においては、建設機械の排出ガスについては着実な低減が図られている。一方、我が国の大気環境に関する環境基準の達成率は依然として低い水準で推移しており、今後さらなる排出ガスの低減が求められている。また、諸外国においても、建設機械に関する長期的な排出ガス低減対策が策定されている。そこで、建設省では更なる排出ガス低減対策（第2次対策）として、「2010年までに建設機械の年間NOx排出量を1993年レベルより30%以上削減する」という目標を定め、平成9年4月に排出ガス第2次基準値（案）を発表したところである。

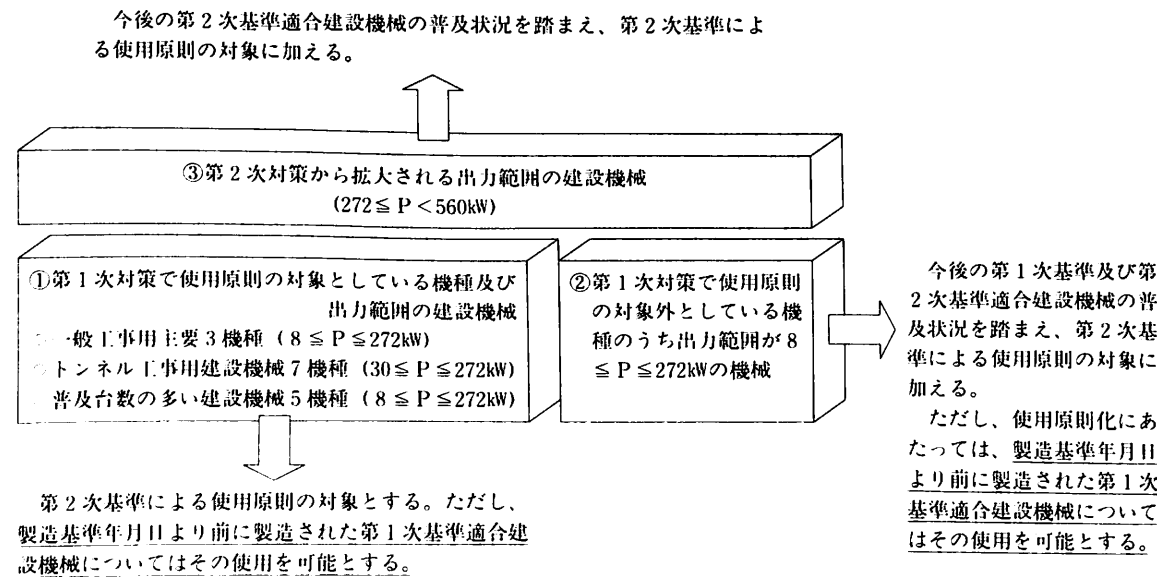
この度、平成11年9月27日(月)に開催された「建設技術開発会議建設施工の環境・安全政策部会」における審議において、建設省直轄工事における排出ガス対策型建設機械の取扱い（第2次基準導入（案））について以下のような結論を得た。

①第1次対策で使用原則の対象としている機種及び出力範囲の建設機械については、第2次基準による使用原則の対象とする。ただし、製造基準年月日より前に製造された第1次基準適合建設機械についてはその使用を可能とする。なお、製造基準年月日については、予定されている特殊自動車排出ガス規制の導入時期を目安とする。

②第1次対策で使用原則の対象外としている機種のうち、出力範囲が8kW≦P≦272kWの建設機械については、今後第1次基準及び第2次基準適合建設機械の普及状況を踏まえ、第2次基準による使用原則の対象に加える。ただし、使用原則化にあたっては、製造基準年月日より前に製造された第1次基準適合建設機械についてはその使用を可能とする。

③第2次対策から拡大される出力範囲（272kW<P≦560kW）の建設機械については、今後の第2次基準適合建設機械の普及状況を踏まえ、第2次基準による使用原則の対象に加える。

建設機械の第2次基準導入（案）



建機レンタル業界は長引く建設不況の中、供給過剰の状態となり、過当競争で価格が大幅に下落するとともに、ユーザーである建設業者からのレンタル価格の値下げ要求も強まっていることから、発注者、元請の優位性を越えた対策のために、建設業団体に陳情を行いました。また、会員各位におかれましては、ユーザーに陳情書にもとづき要望をお願いしたものです。

窮地に立つ建設機械器具賃貸業界に 御理解と御協力をお願い

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
御承知のとおり、建設産業は国民生活に直結する住宅・社会資本の整備の直接の担い手として、経済社会において重要な役割を果たしてきているところであり、我々の建設機械器具賃貸業も、建設関連産業の一員として建設業者の機械化施工に最大限の協力をし、一つの産業として認められ発展してきたところであります。
昨今における建設業界においては、長引く経済不況により工事の受注が減少し、建設市場における競争の激化で、各企業においてはコストダウンによって自らの価格競争力強化に努められているところですが、元請・下請関係において、その優位な立場をもって異常な値下げ要求がなされ、建設機械器具賃貸業の存続が危ぶまれる状況にまで立ち至っております。
公共工事のコスト縮減について議論が高まる中で、建設機械経費の縮減は、課題の一つとして掲げられてきましたが、受注額全体に占めるコストの縮減を、調達される機械経費に課されるため、建設機械器具賃貸業界においては、取得原価が回収出来ない状況となっております。
本来、建設機械器具賃貸料金は、取得原価と維持管理費、金利、利益が賃貸料金に含まれたものでなければ企業運営が成り立たないものであります。
これからの建設業界に課された「良い物を安く供給する」命題に向けて、業界あげて取り組んでいられることと存じますが、良い物を生産する努力をするためにも、企業として営める料金によって、環境に配慮した安全で安心できる建設機械の調達が結果として可能となることに御理解を賜り、会員企業の継続的な運営ができる賃貸料金の請求に御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成11年7月5日

(社) 全国建設業協会
会長 徳司 敏彦
流通委

陳情先の建設業団体

- | | |
|--|-------------------------------------|
| 1. 社団法人 日本土木工業協会
会長 梅田 貞夫 (鹿島建設) | 5. 社団法人 日本機械土工協会
会長 山崎 善弘 (山崎建設) |
| 2. 社団法人 全国建設業協会
会長 銭高一善 (銭高組) | 6. 社団法人 全国中小建設業協会
会長 小野 金弥 |
| 3. 社団法人 日本道路建設業協会
会長 岡上 忠夫 (日本道路) | 7. 全国建設業協同組合連合会
会長 曾我部 輝雄 |
| 4. 社団法人 日本建設業団体連合会
会長 前田 又兵衛 (前田建設) | |

(参考)

排出ガス第1次基準値 (g/kW・h)

出力区分：P (kW)	HC	NOx	CO	黒煙(%)
7.5 ≤ P < 15	2.4	12.4	5.7	50
15 ≤ P < 30	1.9	10.5	5.7	50
30 ≤ P ≤ 272	1.3	9.2	5.0	50

※測定方法、出力はJCMAS T004-1995「建設機械用ディーゼルエンジン排出ガス測定方法」による。

排出ガス第2次基準値(案) (g/kW・h)

出力区分：P (kW)	NOx	HC	CO	PM	*黒煙(%)
8 ≤ P < 19	9.0	1.5	5.0	0.80	40
19 ≤ P < 37	8.0	1.5	5.0	0.80	40
37 ≤ P < 75	7.0	1.3	5.0	0.40	40
75 ≤ P < 130	6.0	1.0	5.0	0.30	40
130 ≤ P < 560	6.0	1.0	3.5	0.20	40

※黒煙は、時期をみてISOの測定方法に移行し、対応の基準値に見直す。

※測定方法、出力はJCMAS T004-1995「建設機械用ディーゼルエンジン排出ガス測定方法」による。

建設施工の環境・安全政策部会 委員名簿

部会長：井口 雅一	(財)日本自動車研究所 所長
委員：永田 勝也	早稲田大学理工学部教授
桑野 園子	大阪大学人間科学部教授
堀野 定雄	神奈川大学工学部助教授
南本 禎亮	建設労働災害防止協会専務理事
山下 充康	(財)小林理学研究所 理事長
吉信 正弘	(社)建築業協会 常務理事
松田 勝喜	(社)全国クレーン建設業協会 会長
三瓶 徳司	(社)全国建設機械器具リース業協会 会長
山崎 善弘	(社)日本機械土工協会 会長
雪下 敏和	(社)日本基礎建設協会 専務理事
渡辺 和夫	(社)日本建設機械化協会 専務理事
宮地 昭夫	(社)日本道路建設業協会 専務理事
花市 穎悟	(社)日本土木工業協会 常務理事
花井 喜一	(社)日本トンネル技術協会 技術部長
松葉 邦雄	東京都環境保全局 大気保全部長

建設機械の第2次基準導入(案)

第2次基準値により指定を受けた建設機械の使用を原則とする出力と機種	導入時期
一般工事用主要3機種 (8 ≤ P ≤ 272kW) バックホウ トラクタショベル(車輪式) ブルドーザ	予定されている特殊自動車排出ガス規制の導入時期を目安とする。
トンネル工事用建設機械 (30 ≤ P ≤ 272kW) バックホウ 大型ブレーカ トラクタショベル コンクリート吹付け機 ドリルジャンボ ダンプトラック トラックミキサ	
普及台数の多い建設機械 (8 ≤ P ≤ 272kW) 発動発電機(可搬式、溶接兼用機を含む) 空気圧縮機(可搬式) 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) ローラ(ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ) ホイールクレーン(ラフテレーンクレーン)	

※道路運送車両法による排出ガス規制を受けているものは除外する。

※製造基準年月日より前に製造された排出ガス対策型建設機械(第1次基準値により指定されたもの)については使用を可能とする。なお、製造基準年月日については予定されている特殊自動車排出ガス規制の導入時期を目安とする。

※その他の建設機械については、今後の排出ガス対策型建設機械の普及状況を勘案し、第2次基準による使用原則の対象に追加する。ただし、出力範囲が8 ≤ P ≤ 272kWの建設機械の使用原則化にあたっては、製造基準年月日より前に製造された排出ガス対策型建設機械(第1次基準値により指定されたもの)についてはその使用を可能とする。

(問合せ先)

建設経済局建設機械課 武田、水野(内線2746、2758)

全建リース総合賠償制度支部別加入状況

(1999年10月計上分迄)

(単位：円)

支部名	会員数 (在本社)	基本プラン		オペレーションミス		合計 基本+オペミス	加入率 (%)
		加入	掛金	加入	掛金		
北海道	80	22	3,457,500	17	5,370,840	8,828,340	27.5
青森	15	4	710,000	4	1,260,000	1,970,000	26.7
秋田	17	5	790,000	5	1,470,000	2,260,000	29.4
岩手	20	7	1,020,000	5	636,660	1,656,660	35.0
宮城	35	10	1,460,000	8	1,940,000	3,400,000	28.6
山形	12	9	1,227,500	9	2,260,000	3,487,500	75.0
福島	30	8	1,400,830	5	981,670	2,382,500	26.7
茨城	13	1	130,000	1	200,000	330,000	7.7
群馬	14	1	130,000	1	100,000	230,000	7.1
栃木	19	1	160,000	1	160,000	320,000	5.3
新潟	27	7	1,150,000	6	1,600,000	2,750,000	25.9
東京	184	32	4,664,160	19	6,016,670	10,680,830	17.4
神奈川	55	3	420,000	1	120,000	540,000	5.5
長野	27	3	340,000	3	350,000	690,000	11.1
静岡	26	6	840,000	5	760,000	1,600,000	23.1
中部	70	24	4,033,330	16	4,251,670	8,285,000	34.3
富山	20	4	720,000	1	300,000	1,020,000	20.0
石川	29	3	440,000	2	300,000	740,000	10.3
福井	14	3	410,000	2	480,000	890,000	21.4
滋賀	22	2	330,000	1	300,000	630,000	9.1
京都	12	0	0	0	0	0	0
大阪	111	4	930,000	2	1,250,000	2,180,000	3.6
兵庫	35	10	1,235,830	6	1,625,000	2,860,830	28.6
和歌山	26	0	0	0	0	0	0
中国	75	5	630,000	3	780,000	1,410,000	6.7
四国	25	8	1,303,330	4	1,520,000	2,823,330	32.0
九州	112	20	2,860,000	16	3,390,000	6,250,000	17.9
沖縄	13	7	928,330	5	463,330	1,391,660	53.8
合計	1,138	209	31,720,810	148	37,885,840	69,606,650	18.4

『全建リース 総合賠償制度』へご加入の皆様には、全建リース専用の動産総合保険をご利用いただけます!!

この保険の6つの特長

- 1 ユーザーへのレンタル期間中を完全カバー
- 2 掛金はレンタル料に一定率を乗じて決定
(契約時に保有機の時価額を積算する必要はありません)
- 3 火災、外来事故等による破損による損害のほか盗難事故もOK
- 4 オプションで風水災の事故も担保
- 5 掛金は全額損金計上
- 6 専用特約条項により工事場内での幅広いカバーを実現

保有機動産総合保険の概要

会員様が保有する建設機械器具について、レンタル期間中(物件を貴社の指定場所から出荷した時から、ユーザーが貴社の指定場所へ返還した時まで)の火災・破損・取扱上の不注意・盗難などによる様々な損害を幅広く補償いたします。

〈保険金をお支払いできない場合〉

- (1) 地震、噴火、津波による損害
- (2) 戦争、暴動、騒じょうなどの事象による損害
- (3) 物件の瑕疵または、自然の消耗・摩耗もしくは保険の目的の性質によるさび、かび等による損害
- (4) 核燃料物質による損害
- (5) 電氣的・機械的事故(発電機の接続ミス等)によって生じた損害
- (6) 詐欺または横領によって生じた損害
- (7) 置き忘れ、紛失によって生じた損害
- (8) 警察への事故届けがなされなかった場合
- (9) ナンバー付き建設用工作車で、公道自走中の事故により生じた損害
- (10) 台風、暴風、洪水等の風水災によって生じた損害

〈ご契約方法〉

- (1) 対象者…全建リース総合賠償制度のご加入者
- (2) 必要書類…会員様の保有機の一覧表
(中途での取得・譲渡・廃棄については、毎月保険会社へ通知いただきます。)
- (3) 保険料…ご加入の際、前年1年間のレンタル料実績の1/12相当に保険料率を乗じた保険料をお支払いいただきます。
その後は、毎月のレンタル料実績をもとに保険料を精算いただきます。

〈保険金額〉

保険金額の上限設定は、保有機1台ごとに初年度購入価格と経過年数により決定されます。

全建リース総合賠償制度推移表

(単位：円)

	基本(PL、施設管理者賠償)部分					オペレーションミス特約部分					合計			
	件数	保険料	件数	保険金	率(%)	件数	保険料	件数	保険金	率(%)	合計保険料	件数	保険金合計	率(%)
平成7年度	162	20,664,187	27	19,642,678	95.1	96	19,127,484	14	5,427,053	28.4	39,781,671	41	25,069,731	63.0
平成8年度	198	28,105,843	32	19,461,605	69.2	132	27,766,690	27	14,061,149	50.6	55,872,533	59	33,522,754	60.0
平成9年度	226	33,236,650	32	21,030,089	63.3	155	36,874,150	41	19,126,755	51.9	70,110,810	73	40,156,844	57.3
平成10年度	215	32,236,650	33	17,028,943	52.8	147	35,931,640	71	28,770,505	80.1	68,168,290	104	45,799,448	67.2
平成11年度 11/9月現在	209	31,720,810	-	-	-	148	37,885,840	-	-	-	69,606,650	-	-	-

(参考)

- 平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」により評価された排出ガス浄化装置(平成11年6月現在)

会社名	型式
東京濾器(株)	DCR-200E
東京濾器(株)	DCR-300E
東京濾器(株)	DCR-600E
東京濾器(株)	DCR-650E
東京濾器(株)	DCR-900E
東京濾器(株)	DCR-1200E
東京濾器(株)	DCR-1600E

- 民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置(平成11年6月現在)

会社名	型式
東京濾器(株)	DPM-250HE
東京濾器(株)	DPM-500HE
東京濾器(株)	DPM-900HE
東京濾器(株)	DPM-1500HE

- 排出ガス対策型黒煙浄化装置認定一覧(平成11年6月現在)

認定番号	会社名	浄化装置の名称	認定番号	会社名	浄化装置の名称
1	東京濾器(株)	DPM-250HA	24	イビデン(株)	CFI-400
2	東京濾器(株)	DPM-250H	25	イビデン(株)	CFI-500
3	東京濾器(株)	DPM-500H	26	イビデン(株)	CFI-600
4	東京濾器(株)	DPM-900H	27	イビデン(株)	CFIII-200
5	東京濾器(株)	DPM-1500H	28	イビデン(株)	CFIII-400
6	日本ドナルドソン(株)	DCM08-1	29	イビデン(株)	CFIII-600
7	日本ドナルドソン(株)	DCM08-2	30	イビデン(株)	CFIII-800
8	日本ドナルドソン(株)	DCM09-2	31	イビデン(株)	CFIII-1000
9	日本ドナルドソン(株)	DCM16	32	イビデン(株)	CFIII-1200
10	日本ドナルドソン(株)	DCM24-3	33	イビデン(株)	CHZK-75
11	日本ドナルドソン(株)	DCM24-4	34	イビデン(株)	CHZK-100
12	日本ドナルドソン(株)	DCM28	35	イビデン(株)	CHFA-50
13	日本ドナルドソン(株)	GCM08	36	イビデン(株)	CHFA-75
14	日本ドナルドソン(株)	GCM16	37	イビデン(株)	CHFA-100
15	日本ドナルドソン(株)	GCM24-3	38	住友電気工業(株)	SCD-411
16	日本ドナルドソン(株)	GCM24-4	39	住友電気工業(株)	SCD-412
17	日本ドナルドソン(株)	GCM28	40	住友電気工業(株)	SCD-211
18	(株) テネックス	TNX-1	41	住友電気工業(株)	SCD-310
19	(株) テネックス	TNX-2	42	九州松下電器(株)	KME-HL-1
20	(株) テネックス	TNX-3	43	九州松下電器(株)	KME-HL-2
21	イビデン(株)	CFI-100	44	九州松下電器(株)	KME-HL-3
22	イビデン(株)	CFI-200	45	九州松下電器(株)	KME-HL-4
23	イビデン(株)	CFI-300	46	九州松下電器(株)	KME-HL-5

関係通達法令

建設省経機発第69号

平成11年6月28日

(社)全国建設機械器具リース業協会 会長 殿

建設省建設経済局

建設機械課長

排出ガス対策型エンジン、排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定及び排出ガス対策型建設機械の指定について(追加)

建設工事に使用する排出ガス対策型建設機械の普及促進については、かねてより御協力願っているところでありますが、建設省所管直轄工事では、平成8年度からトンネル工事用建設機械7機種、平成9年度から一般工事用建設機械主要3機種、平成10年度から一般工事用建設機械5機種を使用する場合、「排出ガス対策型機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成9年10月3日付け建設省経機発第126号)で定められた排出ガス対策型建設機械の使用を原則としております。

このたび、「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき、別紙のとおり排出ガス対策型エンジン、排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定、排出ガス対策型建設機械が指定され、平成11年6月28日付けで各地方建設局等に通知されました。

つきましては、指定された排出ガス対策型建設機械の普及に一層努めるよう、貴会傘下関係会員に対し御指導の程よろしく申し上げます。

○問合せ先
最寄りの信用保証協会（信用保証協会は、都

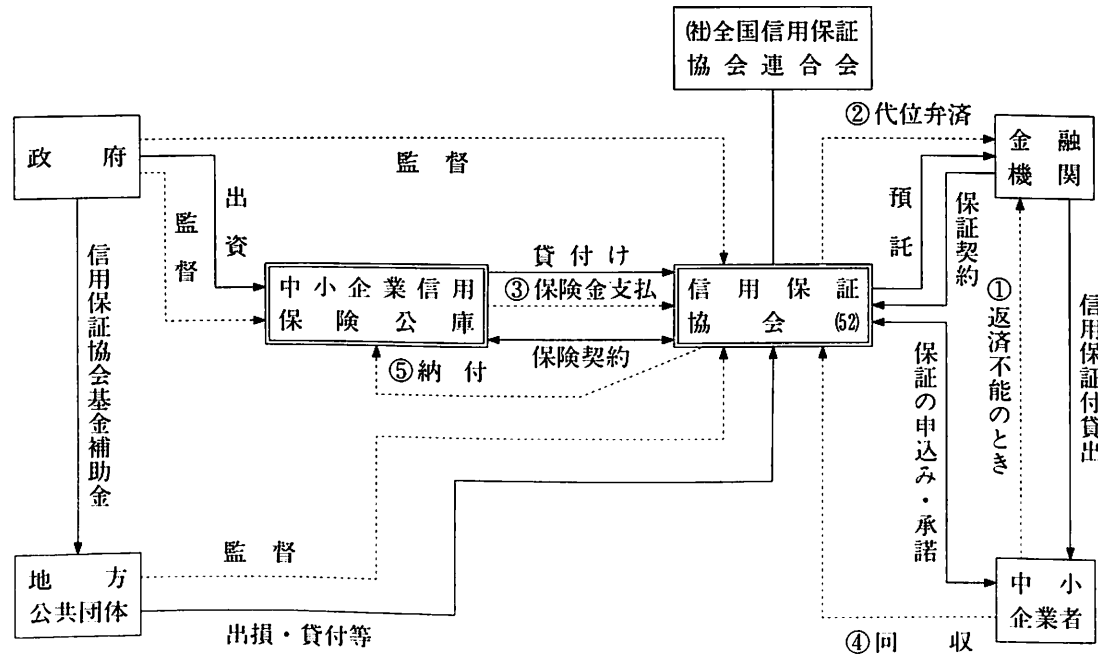
道府県、川崎市、横浜市、名古屋市、岐阜市及び大阪市に設けられている）。

別紙2

信用保証制度の概要

信用保証制度は、中小企業者が事業資金を金融機関から借り入れる際にその借入債務を保証することにより、担保力、信用力が不足している中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため設けられた制度であり、信用保証協会法に基づく認可法人である信用保証協会が保証を行っている。

中小企業信用補完制度の仕組み図



(参考)

通商産業省告示第357号

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項第5号の規定に基づき、同号の業種を次のように指定する。
平成11年6月24日 通商産業大臣 与謝野 馨

番号	業種名	指定の期間
1	素材生産業	平成11年7月1日から平成11年9月30日まで

建設省経機発第65号
平成11年6月30日

(株)全国建設機械器具リース業協会会長
三 瓶 徳 司 殿

建設省建設経済局建設機械課長

中小企業信用保険法第2条第3項第5号に係る特定業種の指定について

長らく景気低迷を背景として、中小企業の担保力・信用力が低下していることに加え、民間金融機関の「貸し渋り」が、中小企業の資金調達を厳しいものとしています。

このため、中小企業信用保険法第2条第3項第5号の規定に基づき、平成11年6月24日付け通商産業省告示第357号により平成11年7月1日から平成11年9月30日までの間について、特定業種指定が行われ、建設省関係の業種のうち、「建設機械器具賃貸業」が引き続き指定されました。

この特定業種に属し、売上高の減少等について所在地の市町村長（特別区長）の認定を受けた中小企業者は、信用保証協会の保証を受けるに当たり、別紙のとおり一般の保険枠に加え別枠の保険枠を活用できることとなっています。

つきましては、貴協会におかれましては、本制度の活用が図られるよう会員企業等に対する周知方よろしくをお願いします。

別紙1

倒産関連特例保証制度の概要（中小企業信用保険法第2条第3項第5号による特定業種に係る保証について）

○特定業種の指定

主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じている業種を特定業種として指定する。

○認定中小企業者に対する特例措置

市町村長（特別区長）の認定を受けた中小企業者は、信用保証協会の保証を受けるにあたり、信用保険の一般の保証限度額に加えて、別枠の保険限度額を活用できることとなる。

また、保険料も通常の2/3程度に引き下げられる。

（一般保証限度額）

- 普通保険 2億円
 - 無担保保険 5,000万円
 - 特別小口保険 1,000万円
- +

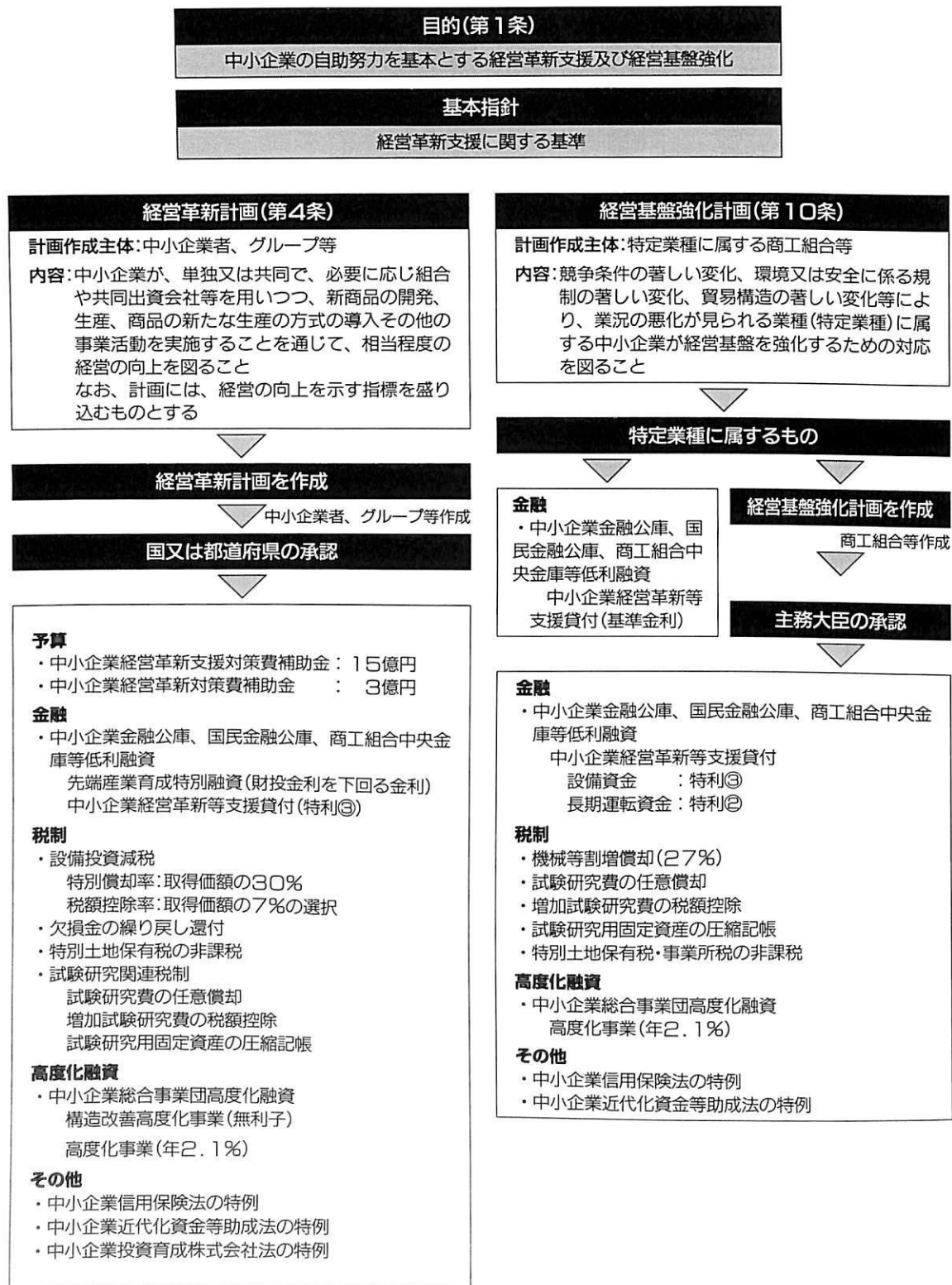
（別枠保証限度額）

- 普通保険 2億円
- 無担保保険 5,000万円
- 特別小口保険 1,000万円

○市町村長（特別区長）の認定

指定された業種に属する事業を営んでいる中小企業者で、「最近3ヵ月間の月平均売上高が前年同期の月平均売上高に比して10%以上減少」又は、「最近3ヵ月間の月平均売上高が2年若しくは3年前の同期の月平均売上高に比して10%以上減少し、かつ、前年同期の月平均売上高に比して5%以上減少」しており、経営の安定に支障が生じている者は、所在地の市町村長（特別区長）にその旨の認定を受けることができる。

中小企業経営革新支援法の体系図



建設省経機発第73号
平成11年7月22日

(社)全国機械器具リース業協会
会長 三瓶徳司 殿

建設省建設経済局建設機械課長

中小企業経営革新支援法の施行について

中小企業経営革新支援法は、経営的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新を支援するための措置及び経済的環境の著しい変化により著しく影響を受ける中小企業の将来の経営革新に寄与する経営基盤の強化を支援するための措置を講ずることにより、中小企業の創意ある向上発展を図ることを目的として平成11年7月2日に施行され、同月15日に「中小企業の経営革新に関する指針」が定められたところです。

同法は、個別企業、組合等が都道府県や関係省庁に申請書を提出し、これにより金融や税制上の優遇措置が受けられることとなっております。

同法の施行に当たっては、当省も法律の所管省庁として中小企業庁等と協力し普及に努めているところであります。貴職におかれましては同法の積極的な活用が図られるよう御協力いただき、傘下会員に対し周知徹底いただくとともに、必要に応じ経営革新計画の認定を行う都道府県や建設省に前広に相談するよう傘下会員に対する指導方よろしくお願いいたします。

中小企業の経営革新について

制度の背景

現在、我が国においては、産業の大宗を占める中小企業自らの積極的な経営革新(新たな取り組みによる経営の向上)により、日本経済全体の活力ある発展を牽引していくことが期待されております。同時に、消費者ニーズの多様化、価格競争の激化、情報化、国際化の進展の中、消費者のニーズにあった新商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供等による経営革新は、個々の企業にとって非常に重要なものとなっております。更に、生産方式又はサービスの提供方式の開発等による経営革新も重要性を増しております。このような状況の下、今回、本法律を制定し、中小企業における経営革新を支援することとなりました。

中小企業経営革新支援法の特徴

(1) 全業種での経営革新を幅広く支援

今日的な経営課題にチャレンジする中小企業の経営革新を全業種にわたって幅広く支援します。

(2) 柔軟な連携体制で実施

経営資源・得意分野に限りのある中小企業の経営革新には、他者との柔軟な連携関係を最大限活用するこ

とが不可欠。このため、中小企業単独のみならず、異業種交流グループ、組合など多様な形態による取り組みを支援します。

(3) 経営目標の設定

事業者が経営の向上に関する目標を設定し、その経営目標を達成するための経営努力を促す制度です。このため、支援する行政側でも、計画実施中に、フォローアップ調査を行い、対応策へのアドバイスをを行います。

経営革新計画の内容

事業者にとって新たな事業活動であって、以下の各類型の事業を含むものが経営革新計画となります。

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

このような「新たな取り組み」については、多様なものが存在しますが、「新たな取り組み」とは、個々の中小企業者にとって「新たなもの」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても経営革新計画としてふさわしいものとなります。

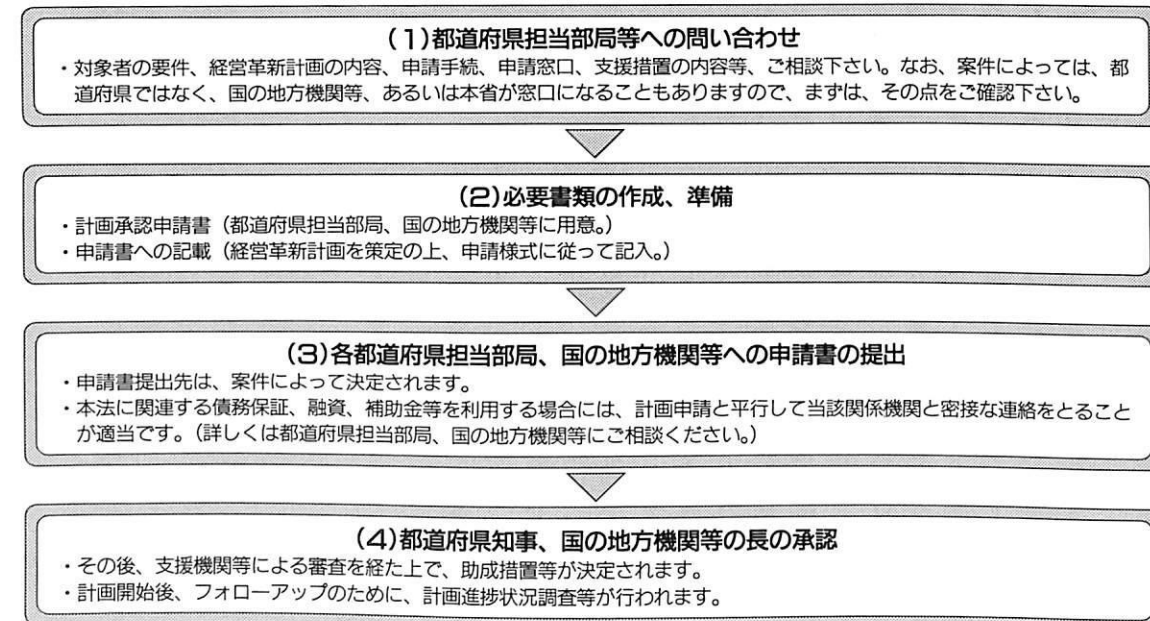
		付保限度額	別 枠
普通保険	企業	2億円	+2億円
	組合	4億円	+4億円
無担保保険		5,000万円	+5,000万円
特別小口保険		1,000万円	+1,000万円

②承認された計画に従って行う事業に必要な資金のうち、新事業開拓保険の対象となるものについて付保限度額を引き上げます。

		付保限度額	
新事業 開拓保険	企業	2億円	→ 3億円
	組合	4億円	→ 6億円

計画の承認手続(流れ図)

経営革新計画の承認を受けるためには、以下のような手続が必要です。



問い合わせ先

■各都道府県の中小企業担当部局（商工部等）

■各通商産業局担当部局

■中小企業庁計画部計画課 03-3501-1511(代)

■国税庁（国税局）、農林水産省（地方農政局）、運輸省（地方運輸局）、郵政省（地方電気通信管理局）、建設省、厚生省の各担当部局

なお、中小企業庁ホームページ（アドレス：<http://www.sme.ne.jp/sesaku/cmnu.html>）にも、「中小企業経営革新支援法の手引き」が記載されています。

相談コーナー

経営・金融・取引・施策情報
その他ご相談は…小規模企業相談室へ！

中小企業庁では、中小企業施策全般にわたってみなさまからのご相談を受けるため、各通商産業局に相談窓口（小規模企業相談室）を設置しています。いつでもどうぞ！

中小企業庁小規模企業相談室 03-3501-1511(代) 各通商産業局小規模企業相談室(中小企業課)
中小企業施策情報ホームページ <http://www.sme.ne.jp/sesaku/cmnu.html>

6. 中小企業設備近代化資金等助成法の特例

承認を受けた計画に従って行うのに必要な設備について、中小企業設備近代化資金制度（設備近代化資金貸付制度及び設備貸与制度）の償還期間を5年から7年に延長します。

7. 中小企業投資育成株式会社の特例

承認を受けた計画に従って事業を行う中小企業者については、資本金が1億円を超える場合であっても同社の出資を受けることができます。

※ただし、業種毎に同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については承認対象外となります。

経営革新計画の数値目標について

経営革新計画の経営目標として、以下の指数（「経営の向上の程度を示す指標」）のいずれかについて5年間の計画の場合、5年後の目標伸び率が15%以上であることが必要です。なお、3年以下の計画の場合は9%以上の目標を、4年計画の場合は12%以上の目標を立てる必要があります。

- ①企業全体の付加価値額
- または
- ②企業全体の従業員一人あたりの付加価値額

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

主な支援策の内容

経営革新計画の承認を受けた事業者に対しては、以下の支援策が用意されています。

1. 中小企業経営革新事業費補助金

承認された計画に従って行う事業で、特に他の中小企業のモデルとなるような模範的なものに対して経費の一部補助を行います。

（補助対象事業）

- イ. 新事業動向調査事業
- ロ. 新商品又は新技術の開発事業
- ハ. 販路開拓事業
- ニ. 人材養成事業

	中小企業経営革新 対策費補助金 (通産局が交付)		中小企業経営革新 支援対策費補助金 (各都道府県が交付)	
	補助率	1件当たり事業 総額(目安)	補助率	1件当たり事業 総額(目安)
中小企業者	—	—	1/2	約2,000万円程度
組合等	1/2	約5,000万円程度	2/3	約3,000万円程度

注1：中小企業には3者以下の任意グループが含まれます。

注2：組合等には4者以上の任意グループが含まれます。

2. 低利融資制度

承認された計画に従って行う事業に必要な設備資金、長期運転資金等に対して低利融資を行います。

①先端産業育成特別融資（中小企業金融公庫）

貸付対象	貸付利率(11.7.16現在)
設備資金	1.7%(財投割れ金利)

②中小企業経営革新等支援貸付制度

(中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫)

貸付対象	貸付利率(11.7.16現在)
設備資金	2.0%(特利③)
長期運転資金	2.0%(特利③)

※担保力の低い中小企業者については、8,000万円を限度として1/2までの担保徴求の免除措置を新たに講じます。

3. 税制措置

承認された計画に従って事業を行う場合、下記の特例措置を講じ、事業開始の設備投資等に要する負担を軽減します。

・設備投資減税

取得又は製作の場合

特別償却率：取得価額の30%

税額控除率：取得価額の7%

リースの場合

税額控除率：リース費用総額の60%の7%

・欠損金繰戻還付

ある事業年度において欠損金が生じた場合、1年前まで遡って法人税の納付がある場合、その一部につき繰戻還付を請求できます。

・特別土地保有税非課税

・試験研究関連税制

試験研究費賦課金の任意償却

増加試験研究費の税額控除

試験研究用固定資産の圧縮記帳

4. 高度化融資制度

計画の承認を受けた組合が、高度化融資を受けて工場の集団化や施設の共同化等を行う場合に長期無利子高度化融資等の優遇措置を講じます。（なお、高度化融資については、計画承認後一定期間計画を実行したのものについて、認めることとなります。）

5. 信用保証の特例

承認された計画に従って行う事業に必要な資金について特例措置を講じます。

①運転資金等の事業資金に関し、通常の付保限度額と同額の別枠を設定します。

下請契約における代金支払の適正化等について

建設省通達

建設省経入企発第一二号
平成十一年八月四日
建設業者団体の長 殿

標記については、従来から下請契約における注文者（以下「注文者」という。）に対する指導方お願いしているところであるが、資金需要の増大が予想される夏期を控え、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請契約における受注者以下、「受注者」という。）に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

また、最近の厳しい建設産業の経営環境を踏まえ、建設省においては、平成十年十二月九日に「建設業の経営改善に関する緊急対策」を、平成十一年七月一日には、「建設産業再生プログラム」を策定し、元請下請取引の適正化や経営改善の

推進等の諸施策に取り組んできたところである。

特に、適正な契約の締結及び代金支払の適正化等については、平成三年二月五日に「建設産業における生産システム合理化指針」を策定し指導してきたところであるが、先般実施した「下請代金支払状況等実態調査」では三割強の下請契約において契約書による締結が依然として行われておらず、前払金や労務費相当などの必要な資金についても、受注者に対して適正に支払われていない例が多く見られるなど改善が遅れている状況が見受けられる。また「専門工事業者下請取引実態調査」によれば、上位下請と下位下請の間の取引においても、書面による契約締結が依然として行われていない状況である。

今後、厳しい経営環境の中で、とりわ

記

一、建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書により、適正な工期及び工程の設定を含む契約を締結するとともに、下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとし、明確な経費内訳による見積書の提出、それを踏まえた双方の協議等の適正な手順によること。

また、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金を変更する必要があるときは、双方の協議等の適正な手順によりこれを変更すること。

なお、書面による契約がなされていない場合には、建設業法第十九条に抵触すること、十分留意すること。

二、注文者が前払金の支払を受けたにもかかわらず、受注者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払わない例が依然として見受けられるので、こうした慣行を一刻も早く改めること。

特に、公共工事においては、発注者からの前払金は現金でなされるので、企業の規模にもかかわらず、前払金制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額

を速やかに現金で前払するよう十分配慮すること。

また、前払金を受領しながら、受注者に対して適切な支払いを行わないことは、建設業法第二四条の三第二項に抵触するので、十分留意すること。

なお、公共事業にかかる前払金については、受注者（保証事業会社と保証契約を締結した注文者と下請契約を締結した受注者に限る。以下この段落において同じ。）の請求により受注者の口座へ振込が可能なので、この旨の受注者に対して周知するとともに、保証事業会社と保証契約を締結した注文者においては、この方式により受注者に対して前払金を行うよう努めること。

三、下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできるだけ短くすること。

四、下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。

また、公共工事における完成払等発注者から現金による支払いがあったときは、

元請下請取引の適正化が従来にも増して強く求められており、またそれが上位

下請と下位下請の間の取引にも影響を与えることを踏まえ、同指針の遵守について現場事業所に至るまで格段の指導に努められるようお願いするとともに、特に下記事項に十分留意し、下請契約における請負代金の設定及び代金支払の適正化等に一層努められるよう、貴会傘下建設業者に対する指導をさらに徹底されたい。

受注者に対して相応する額を速やかに現金で支払うように配慮すること。

五、手形期間は、一二〇日以内でできる限り短い期間とするよう従来より通知しているところであるが、一二〇日を越える期間を設定している例も多く見受けられるので、さらに徹底すること。

また、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

六、注文書は、受注者の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

また、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、建設業法第四一条第二項及び第三項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

七、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、運送事業者等に対しても上記からまでの事項に準じた配慮をすること。

信書の具体例は、次のとおりです。

信書に該当するものの例

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ●書状 | ●ダイレクトメール |
| ●納品書、受取書、請求書、見積書の類 | ●許可証、認定証、表彰状の類 |
| ●願書、申込書の類 | ●クレジットカード |
| ●営業日報・月報等報告書の類 | ●地域振興券 |
| ●連絡・通知文書、指示文書の類 | ●投票所入場券 |
| ●会合・催し物の案内状 | ●添状、送状 ^[注] |

[注] 貨物に添付する無封の添状又は送状は、信書に該当しますが、貨物とともに送達することができます。

(参考) 信書に該当しないものの例

- 書籍、雑誌 ●新聞 ●商品目録 ●小切手、株券 ●絵画

お問い合わせは

◆北海道
〒060-8797
札幌市中央区北二条西4丁目3番地
北海道郵政局郵務部地域振興企画課法規国際係
TEL. 011-214-4129

◆東北
〒980-8797
仙台市青葉区一番町1丁目1番34号
東北郵政局郵務部地域振興企画課法規国際係
TEL. 022-267-7800

◆関東
〒100-8796
千代田区大手町2丁目3番2号
関東郵政局郵務部地域振興企画課法規係
TEL. 03-3243-4559

◆東京
〒100-8797
千代田区大手町2丁目3番2号
東京郵政局郵務部企画課法規係
TEL. 03-3243-8104

◆信越
〒380-8797
長野市栗田801番地
信越郵政局郵務部地域振興企画課法規・国際係
TEL. 026-231-2314

◆北陸
〒920-8797
金沢市尾張町1丁目1番1号
北陸郵政局郵務部地域振興企画課法令企画係
TEL. 076-220-3125

◆東海
〒469-8797
名古屋市中区丸の内3丁目2番5号
東海郵政局郵務部業務課業務係
TEL. 052-963-6380

◆近畿
〒530-8797
大阪府中央区北浜東3番9号
近畿郵政局郵務部企画課法規係
TEL. 06-6944-5623

◆中国
〒730-8797
広島市中区東白鳥町19番8号
中国郵政局郵務部地域振興企画課法規国際係
TEL. 082-224-5117

◆四国
〒790-8797
松山市宮田町8番5号
四国郵政局郵務部地域振興企画課法規国際係
TEL. 089-936-5204

◆九州
〒860-8797
熊本市城東町1番1号
九州郵政局郵務部業務企画課業務指導係
TEL. 096-328-5290

◆沖縄
〒900-8797
那覇市東町26番地29号
沖縄郵政管理事務所郵政事業部郵務課企画国際係
TEL. 098-865-2247

郵便物の取扱いについての協力依頼

下記のとおり、建設省より郵便法の規定に基づく取扱いについて指導がありましたので、遺漏のないようお願い致します。

信書の送達は、法律で国の独占とされています。

1. 運送業者の方が、その運送方法によって他人の信書の送達をしますと、郵便法の規定によって罰せられます。
2. 信書の送達を運送業者の方に依頼した人も、郵便法の規定によって罰せられます。

郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の関係条文

第一条(この法律の目的) この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

第二条(郵便の国営) 郵便は、国の行う事業であって、郵政大臣が、これを管理する。

第五条(事業の独占) 何人も、郵便の業務を業とし、又、国の行う郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならない。但し、郵政大臣が、法律の定めるところに従い、契約により郵政省のため郵便の業務の一部を行わせることを妨げない。

② 何人も、他人の信書の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。

③ 運送業者、その代表者又はその代理人その他の従業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならない。但し、貨物に添付する無封の添状又は送状は、この限りでない。

④ 何人も、第二項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託し、又は前項に掲げる者に信書(同項但書に掲げるものを除く。)の送達を委託してはならない。

第七十六条(事業の独占を乱す罪) 第五条の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

② 前項の場合において、金銭物品を取得したときは、これを没収する。既に消費し、又は譲渡したときは、その価額を追徴する。

③ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

第八十五条(未遂罪及び予備罪) 第七十六条……の未遂罪は、これを罰する。

② 前条の罪を犯す目的でその予備をした者は、これを二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処し、その用に供した物は、これを没収する。

厚生年金基金からのお知らせ

1、平成10年度年金経理決算概要

- 平成10年度収支
 - ①掛金等収入 3,305,354,568円
 - ②給付費等支出 1,214,629,072円
 - ③当年度増加資産(①-②) 2,090,725,496円
 - ④前年度末数理債務(将来の給付に備えて、9年度末の時点で積み立ておくべき額) 18,953,589,000円
 - ⑤当年度末数理債務(将来の給付に備えて、10年度末の時点で積み立ておくべき額) 21,317,957,000円
 - ⑥数理債務増加額(⑤-④)平成10年度中に増えた数理債務額 273,642,504円
 - ⑦当年度不足金(③-⑥) 409,665,837円
- 平成10年度末資産
 - ①流動資産(預貯金等) 409,665,837円
 - ②固定資産(生保、信託等に運用委託)

している額で時価の金額)

- 20,889,338,007円
- ③流動負債(運用手数料等で未払いのもの) 14,687,943円
- ④支払備金(給付費等で未払いのもの) 271,503,353円
- ⑤純資産額(①+②-③-④) 21,012,812,548円
- 当年度不足金の処理
繰越不足金31,501,948円と合算し、305,144,452円を翌年度へ繰り越します。
- 当年度不足金が発生した原因
運用手数料等を差し引いた後の実質的な運用利回りが3・71%で予定利率5・5%に達しなかったこと、加入員が減少していることが当年度不足金が発生した主な原因です。
- 資産運用状況
平成10年度末の実質的な運用利回りは3・71%で予定利率5・5%に達しなかったものの、平成9年度末の2・24%と比べると大幅に改善されています。

生命保険会社(特別勘定)

	10年度末	11年度 第2四半期
明治生命	4.31%	3.31%
日本生命	5.01%	4.56%
第一生命	3.86%	4.85%
大同生命	3.89%	6.01%

方法を一部変更したことにより、収益が改善されたものです。
本年度も6月末で4・37%(運用手数料等を差し引く前の時価の利回り)となっております。
今後も資産運用検討委員会により良い運用方法を検討していきます。
●受託機関別の運用利回り
年金積立金は、生命保険会社4社(明治・日本・第一・大同)、信託銀行4社(住友・大和・安田・三井)および投資顧問会社3社(明治ドレスナー・日興国際・東京三菱投信)に委託して運用しています。10年度末および11年度第2四半期(9月末)の修正総合利回り(時価)は次の表のとおりです。

信託銀行社(年金信託)

	10年度末	11年度 第2四半期
住友信託	1.96%	3.89%
大和銀行	1.97%	4.81%
安田信託	2.28%	3.68%
三井信託	2.02%	4.45%

投資顧問会社

	10年度末	11年度 第2四半期
明治ドレスナー	1.59%	5.90%
日興国際	2.73%	4.93%
東京三菱投	△0.27%	△4.22%

東京三菱投信は委託額の70%を外国債券、30%を国内株式で運用しており、外国債券が円高のため為替差損によりマイナスになっています。

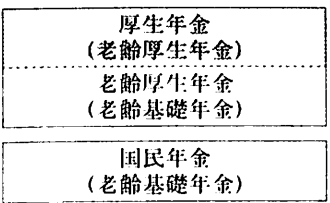
2、積立水準の検証

当基金の積立金が、将来の給付に必要な額を満たしているか否かを検証した結果、次のとおり一定の基準を満たしていることが解りました。

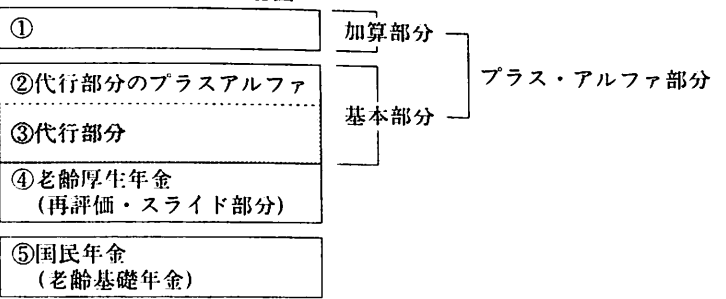
3、給付水準について

基金の年金・一時金の給付は、国の厚生年金の報酬比例部分相当額(代行部分といいますが)の30%増しとなるように設計されています。
この給付水準につきましても、毎年度決算時にチェックしていますが、平成10年度決算時ではプラスアルファ35・6%となっており、基準を満たしております。
この給付設計を図式でお示すると下の図のようになります。

基金に加入していない場合



基金に加入している場合



上の①+②の部分の給付が③の部分の給付の35.6%増しになっています。基金加入後は、①+②+③の部分が基金から給付され、④+⑤の部分は国から給付されます。
加算部分および代行部分の一部を事業主が費用負担で、国の老齢厚生年金の30%増しの給付が受けられることとなります。



平成十一年度可搬形発電機整備技術者 試験合格者

平成十一年度可搬形発電機整備
技術者認定試験は、六月十四日より全国八会場において実施され、合格者は三〇三名であった。

支部名	受験者数	合格者数
北海道	50	50
青森	4	4
秋田	2	2
岩手	0	0
宮城	7	7
山形	0	0
福島	3	3
新潟	2	2
群馬	8	8
栃木	1	1
東京	51	50
神奈川	12	12
長野	11	10
静岡	12	11
中部	24	24
富山	0	0
石川	14	14
福井	0	0
滋賀	2	2
京都	9	9
大阪	21	21
和歌山	0	0
兵庫	3	3
中国	29	29
四国	3	3
九州	26	26
沖縄	12	12
合計	306	303

〔平成十一年度可搬形発電機整備技術者 合格者名簿〕

北海道支部

菅野勝敏 開米義和 木屋隆一 坪井路孝

西山健一 田村優一 鈴木修 末武涉 武田英樹

今田秀樹 以後敏正文 白戸一正 佐藤幹祐 分銅誠

尾崎元洋 松島陵治 新田宏治 太田和将 松尾雅史

筑前達次 河内淳 島田大輔 杉山達夫 大石司

高城賢治 井上雅之 平尾貴之 高橋英樹 高津秀雄

秋田支部

若松智也 成田和美

東京支部

正田雅己 雲野弘 小坂井康郎

神奈川支部

加藤伸康

静岡支部

金子邦光

青森支部

長根定之 蠣崎浩己 袴田朋充 渡邊薫

群馬支部

江村学

栃木支部

小暮睦

福島支部

湯田修

宮城支部

神和憲人

宮城支部

寒河江克仁

丸山良隆 南雲一浩 渡辺武夫 篠原達夫 江村学

小暮睦

波辺徳広

曲山敏夫

須江賢二

犬飼重憲

島山直人

須江賢二

菅原一則

成田和美

中込昌一 白川昭夫 弦間和仁 藤本辰義 山本厚男 佐藤富修 望月弘夫 春日靖弘 福島淳志 佐島秀幸 安東正一 山口栄次 山口卓也 久野卓裕 井上忠裕 近藤顯 高橋和仁 高橋正彦 菅谷英人 小林彦夫 磯谷清次 遠藤勉 山内邦男

長野支部

北山秀一

中部支部

西田和久

中部支部

石井久文

中部支部

安本弘幸

中部支部

岩瀬喜春

中部支部

安達直人

中部支部

後藤祐二

中部支部

小畑敏男

中部支部

森田邦男

中部支部

磯貝彩司

中部支部

渡辺昭

中部支部

大場宏之

窪田憲二 成田重久 今田秀幸 岡田利雄 近藤正樹 田中博仁 鈴木博典 大野喜夫 滝川富夫 井上充男 浅見充男 本田貴稔 山口利治 山口隆二 清野力二 嘉戸隆二 石井丈士 榛利行 平河静男 田丸雅之 栗原忠宏 吉良大介 山口泰弘 山口善生 片岡善稔 中田稔 野田弘之 河野健成 井口哲成

長野支部

北山秀一

中部支部

西田和久

中部支部

石井久文

中部支部

安本弘幸

中部支部

岩瀬喜春

中部支部

安達直人

中部支部

後藤祐二

中部支部

小畑敏男

中部支部

森田邦男

中部支部

磯貝彩司

中部支部

渡辺昭

中部支部

大場宏之

若林健亨 宮崎健一 丸山勇輝 堀籠敬吾 宮下公一 中島明仁 小松茂治 古川知巳 藤澤忠幸 北山秀一

長野支部

北山秀一

中部支部

西田和久

中部支部

石井久文

中部支部

安本弘幸

中部支部

岩瀬喜春

中部支部

安達直人

中部支部

後藤祐二

中部支部

小畑敏男

中部支部

森田邦男

中部支部

磯貝彩司

中部支部

渡辺昭

中部支部

大場宏之

柴田典夫 江口圭三 田中政和 左合一成 山口雅幸 城所郷一 種村広成 田中龍法 甲斐明徹 安宅明典 篠田紀幸 日紫喜紀 西田和久

中部支部

西田和久

中部支部

石井久文

中部支部

安本弘幸

中部支部

岩瀬喜春

中部支部

安達直人

中部支部

後藤祐二

中部支部

小畑敏男

中部支部

森田邦男

中部支部

磯貝彩司

中部支部

渡辺昭

中部支部

大場宏之



平成十一年度建設機械器具賃貸業管理技士試験合格者

平成十一年度建設機械器具賃貸業管理技士試験は十月十七日(日)全国八会場において実施され合格者は二二三名であった。

支部名	受験者数	合格者数
北海道	76	48
青森	11	4
秋田	0	0
岩手	7	3
宮城	15	13
山形	0	0
福島	0	0
東京	26	23
神奈川	6	3
長野	7	6
群馬	7	4
新潟	8	8
栃木	2	2
静岡	19	16
中部	17	10
富山	2	2
石川	6	5
福井	0	0
大阪	10	10
兵庫	11	5
和歌山	0	0
滋賀	1	1
京都	1	0
中国	30	29
四国	2	2
九州	10	8
沖縄	17	11
合計	291人	213人

「平成十一年度建設機械器具賃貸業管理技士試験合格者リスト」

- 北海道支部
柳沢 寿宣
小出 淳一
堀 利靖
文成 良勝
次田 勝
- 中本 和弘
鎌野 健一
小田島 磨弥
阿部 敦
杉原 幸広
藤澤 潤一郎
- 山村 真太郎
齊藤 正臣
松田 泰典
西家 厚司
岡田 晋平
石田 裕介
- 河村 健司
佐々木 智士
増尾 幸彦
中野 裕徳
谷 和仁
木村 孝司
- 稲場 直樹
畑谷 勝實
田南部 貴志
対馬 圭司
北本 勉
寺井 聖景
- 小林 宏至
小原 富雄
堀井 健司
熊谷 勝彦
川口 祐之
佐藤 照雄
- 鎌田 雅紀
富沢 文之
松本 環
西尾 一宏
丸岡 功司
串田 道正

- 石川支部
島田 誠
下永 信
卜部 敏博
上野 満夫
北野 雄一
笹嶋 信一
前田 栄二
南野 宏之
大谷 光平
大島 茂
- 阿部 康弘
和田 政平
- 新潟支部
馬崎 定則
加藤 裕之
古賀 敏雄
竹村 弘巧
小島 一潤
黒岩 浩規
武田 勝紀
萩野 優明
渡部 俊明
近藤 仁志
安藤 志
- 滋賀支部
岡田 敏男
福永 春男
- 京都支部
吉田 明弘
小川 幸男
北村 浩志
池本 嘉博
川崎 清司
西川 孝
角出 成雄
庄司 圭介
河北 篤也
河 篤也
- 兵庫支部
藤原 勝己
石田 洋志
中田 修司
- 中国支部
檀上 正義
岡谷 哲也
中谷 哲也
松村 光也
近崎 泰士
- 四国支部
和田 好史
- 大上 洋平
藤原 雄二
財原 啓
植田 幸
中平 雅利
萩尾 明記
梶本 正彦
弘中 敏彦
藤岡 健一
石原 正之
角谷 了
藤原 誠吾
三宅 亮祐
同前 浩司
今井 幸二
東中村 誠
宮本 克己
御堂丸 克悟
安光 雅司
泉雅 義
下村 隆之
大田 幸生
溝口 真一
平本 英治
- 九州支部
村上 正三
岡崎 豊
船津 新吾
西敏 敏
吉松 建吾
真鍋 隆吾
福田 博
福田 智雄
吉田 典
吉川 和典
永田 慎一郎
樋口 明
道脇 伸
岸本 弘
原良 則
鬼塚 義則
山下 展
山村 利
峯村 勝一
興村 真一
甲斐 誠喜
安達 孝信
松田 俊
飯田 秀夫
窪田 樹
窪田 樹
松島 茂樹
神代 勝彦
- 沖繩支部
高城 健記
中野 進吾
篠原 光範
大城 宗吉
福地 誠
照屋 哲
友利 邦明
登川 竜大
新垣 光栄
マイケル・ドゥ
西原 勝之
新崎 直哉
大城 克仁
宮城 千
嶺井 政人



第51回国土建設週間に当り、当協会の副会長 片桐 理様、常任理事 川村雄藏様は、平成十一年七月十二日、多年建設機械業に精励するとともに関係団体の役員として業界の発展に寄与した功績により建設大臣より表彰された。

片桐 理 副会長
川村雄藏 常任理事
建設大臣表彰



川村雄藏 常任理事



片桐 理 副会長

- | | | | | | | | | |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 田中 孝広 | 東京支部 | 三浦 憲哲 | 星野 憲彦 | 菅村 康 | 大阪支部 | 池添 正樹 | 木谷 勝彦 | 伊藤 公明 |
| 久保田 純一 | 永野 雄二 | 渡辺 健治 | 中島 興宣 | 内村 芳幸 | 池添 正樹 | 龍男 秀臣 | 大同 広美 | 仲間 良一 |
| 松本 隆行 | 川上 義一 | 伊藤 義彦 | 伊藤 博 | 一夫 庸哉 | 金本 龍男 | 石橋 秀臣 | 石橋 秀臣 | 仲間 良一 |
| 糸川 拓也 | 中村 心 | 下里 正雄 | 義彦 博 | 庸哉 一夫 | 岩田 芳夫 | 清水 徹 | 田村 英樹 | 仲間 良一 |
| 吉田 建郎 | 室岡 俊和 | 高野 邦夫 | 正雄 博 | 庸哉 一夫 | 清水 徹 | 伊藤 徹 | 伊勢島 昇 | 仲宗根美知江 |
| 青森支部 | 今村 浩二 | 富田 康夫 | 元一 康夫 | 健一 浩爾 | 水田 浩一 | 篠原 徹 | 外間 千品 | 仲宗根美知江 |
| 田口 大輔 | 三平 道生 | 富田 康夫 | 元一 康夫 | 健一 浩爾 | 水田 浩一 | 篠原 徹 | 外間 千品 | 仲宗根美知江 |
| 田中 康志 | 岩下 宏章 | 高野 邦夫 | 元一 康夫 | 健一 浩爾 | 水田 浩一 | 篠原 徹 | 外間 千品 | 仲宗根美知江 |
| 見崎 正昭 | 山田 信昭 | 高野 邦夫 | 元一 康夫 | 健一 浩爾 | 水田 浩一 | 篠原 徹 | 外間 千品 | 仲宗根美知江 |
| 輪島 徹 | 鈴木 慎也 | 高野 邦夫 | 元一 康夫 | 健一 浩爾 | 水田 浩一 | 篠原 徹 | 外間 千品 | 仲宗根美知江 |
| 岩手支部 | 高橋 栄一 | 高野 邦夫 | 元一 康夫 | 健一 浩爾 | 水田 浩一 | 篠原 徹 | 外間 千品 | 仲宗根美知江 |
| 新村 雄二 | 桜井 昭 | 高野 邦夫 | 元一 康夫 | 健一 浩爾 | 水田 浩一 | 篠原 徹 | 外間 千品 | 仲宗根美知江 |
| 大黒 寛 | 内海 富士男 | 高野 邦夫 | 元一 康夫 | 健一 浩爾 | 水田 浩一 | 篠原 徹 | 外間 千品 | 仲宗根美知江 |
| 浦田 真一 | 高橋 千秋 | 高野 邦夫 | 元一 康夫 | 健一 浩爾 | 水田 浩一 | 篠原 徹 | 外間 千品 | 仲宗根美知江 |
| 宮城支部 | 下坪 章光 | 高野 邦夫 | 元一 康夫 | 健一 浩爾 | 水田 浩一 | 篠原 徹 | 外間 千品 | 仲宗根美知江 |
| 高峯 勉 | 有賀 秀夫 | 高野 邦夫 | 元一 康夫 | 健一 浩爾 | 水田 浩一 | 篠原 徹 | 外間 千品 | 仲宗根美知江 |
| 菅井 明 | 牧田 一 | 高野 邦夫 | 元一 康夫 | 健一 浩爾 | 水田 浩一 | 篠原 徹 | 外間 千品 | 仲宗根美知江 |
| 中澤 友克 | 佐藤 政人 | 高野 邦夫 | 元一 康夫 | 健一 浩爾 | 水田 浩一 | 篠原 徹 | 外間 千品 | 仲宗根美知江 |
| 熊谷 進 | 板垣 清美 | 高野 邦夫 | 元一 康夫 | 健一 浩爾 | 水田 浩一 | 篠原 徹 | 外間 千品 | 仲宗根美知江 |
| 北澤 仁 | 木暮 裕聡 | 高野 邦夫 | 元一 康夫 | 健一 浩爾 | 水田 浩一 | 篠原 徹 | 外間 千品 | 仲宗根美知江 |
| 荒谷 英行 | 日高 仁 | 高野 邦夫 | 元一 康夫 | 健一 浩爾 | 水田 浩一 | 篠原 徹 | 外間 千品 | 仲宗根美知江 |
| 庄子 浩之 | 石橋 一恵 | 高野 邦夫 | 元一 康夫 | 健一 浩爾 | 水田 浩一 | 篠原 徹 | 外間 千品 | 仲宗根美知江 |
| 小野寺優太郎 | 神奈川支部 | 高野 邦夫 | 元一 康夫 | 健一 浩爾 | 水田 浩一 | 篠原 徹 | 外間 千品 | 仲宗根美知江 |
| 佐々木 和徳 | 大友 康博 | 高野 邦夫 | 元一 康夫 | 健一 浩爾 | 水田 浩一 | 篠原 徹 | 外間 千品 | 仲宗根美知江 |
| 高田 英明 | 志村 彰彦 | 高野 邦夫 | 元一 康夫 | 健一 浩爾 | 水田 浩一 | 篠原 徹 | 外間 千品 | 仲宗根美知江 |
| 高橋 秀一 | 山下 博恭 | 高野 邦夫 | 元一 康夫 | 健一 浩爾 | 水田 浩一 | 篠原 徹 | 外間 千品 | 仲宗根美知江 |
| 高橋 秀次 | 長野支部 | 高野 邦夫 | 元一 康夫 | 健一 浩爾 | 水田 浩一 | 篠原 徹 | 外間 千品 | 仲宗根美知江 |
| 渡辺 孝司 | 若林 亨 | 高野 邦夫 | 元一 康夫 | 健一 浩爾 | 水田 浩一 | 篠原 徹 | 外間 千品 | 仲宗根美知江 |

LETTERS FROM THE BRANCH

支部だより

九州支部

パゴダと微笑みの国 ミャンマー視察旅行

九州支部は昨年、一昨年と国内では北越工業(株)工場視察、海外では北京、西安及び深川、広州と多様に広く視察研修を実施した。去る6月の九州役員会で、今後経済開発の望めるミャンマーの視察研修の提案がありました。役員及び一般会員の希望者も募った。残暑ことのほか厳しかった今年の9月19日、4泊5日の九州支部ミャンマー視察旅行団の一行12名は、新装なった福岡国際空港第3ビルから12:00発TG649便(タイ航空)でバンコック経由ミャンマーに向けて出発した。約7時間半のフライト後、最終地首都ヤンゴン空港に着いたのは現地時間19:00(時差は2時間半で日本が早い)であった。

空港では入国時に300ドルを強制的にミャンマードルと交換させられた。ちなみに現地ドルは余りも帰国時には再交換はできない(正式な通貨はチャット)。交換後、迎えるバスで夕食会場に向かう。ミャンマー式?のしゃぶしゃぶ夕食は結構旨い。宿泊は日系「ニッコー・ヤンゴンホテル」で、スタッフの日本女性がいりる便宜を図ってくれた。さて、翌日から佛蹟、パゴダ及び市場等の観光に出発。南国の青空に輝く太陽の下、オレンジ色の腰布を巻いて托鉢をする僧侶、カラフルな通学の学生、通勤する人々等朝の雑踏を縫うようにヤンゴン(旧ラングーン)の市街地を通り抜け、80キロ先のパゴダに向かう。巨大座仏が四面を向くチャイブーン及び「ビルマの竖琴」の舞台となったシェエタリヤウンパゴダ、全長55メートルの寝釈迦は素晴らしい色彩である。日本人墓地(チャンドー/北オカラッパ)はビルマ戦線で散華した日本人戦没者19万のうち一部の方々が眠るところであり、県、部隊、個人名の墓標が建ち、日本から参拝する遺族、戦友の方々が絶えないという。俳優の杉良太郎の参拝記念碑もあった。持参したローソク、線香と現地調達した花束を供え、般若

心経を唱えながら一同心から冥福をお祈りした。最終日は観光の目玉、ヤンゴン市内のシェエダゴンタリーヤンパゴダ「聖なる黄金の塔」と称される素晴らしいパゴダを拝観した。寺院内はすべて裸足で、朝早くから熱心な信者の人々が、タイルの上で読経しながら敬虔な祈りを捧げていた。青空に屹立する黄金の塔は約2500年以上の歴史があり、現在は大小あわせて66のパゴダに囲まれた大仏舎利塔となった壮大な寺院の集合体。パゴダの修復に金箔の寄付をする人々の中に、我ら団員多数の顔も見えた。



東京支部活動報告

支部活動の一環として、東京建設機リース業協会により、「メーカーのレンタル業参入反対」とした行動の報告がありました。

平成11年11月11日

会員各位

東京建設機リース業協会
会長 福山 勝

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、協会活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、先般ご協力をいただきましたメーカーのレンタル業参入問題につきましての決議文(別紙資料)を左記の関係団体に郵送いたしましたことを謹んでご報告申し上げます。今後ともレンタル業の発展と地位向上のため努力していく所存です。皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

決議文郵送先(敬称略)

- 東京建設機リース業協会 賛助会員
- (株)日本建設機械化協会 会長 長尾 満
- (株)日本建設機械工業会 会長 熊木昌弘
- (株)全国建設機械器具リース業協会
- 産業機械新聞社

決議文

レンタル市場は、昭和30年代中頃より今日に至るまでの間、我々レンタル業者が永年にわたり創意工夫をこらし、新しい業種として築き上げたものであります。

この間、建機メーカーや商社と、我々レンタル業者とは供給元とエンドユーザーとしての付き合いで、正常な商取引関係にあったものであります。

しかるに近年、建機メーカーや商社がその資本力により、力づくでレンタル市場に参入するケースが見受けられます。このことにより、新規参入の市場開拓のため極端な安値受注に走り、その結果、投下資本の回収が出来ない極めて不合理な経営状況を示すこととなり、レンタル市場は疲弊し、荒廃の一途をたどる状況になりつつあります。

自由経済の世の中とはいえ、モラルなき商戦はやがて自らの首を締めることにもなりかねず、ひいては、近い将来ユーザーの皆さまにも、安全で且つ地球環境にも配慮した良い機械が提供出来ない事態になることが予想されます。

建機メーカーや商社はその本分の不況を理由にした手近な業界への参入が、レンタル業界に多大な悪影響を与えていることをわきまえて、本来の職務に精励すべきものと思量いたします。

東京建設機リース業協会とその会員は、今後こうした建機メーカーや商社の、レンタル業への新規参入には、断固反対するものであります。

右記 決議致します。

平成11年10月25日

東京建設機リース業協会
会長 福山 勝

平成11年度委員会活動報告

(平成11年6月2日～12月7日)

協会本部の各委員会の活動内容(期間:11年6月～12月)を議事録に基づき、議題を中心に簡略的にまとめたものです。年間2回(新年号・6月号)掲載いたします。

協会運営にご協力お願いいたします。

常任理事会

日時 平成11年6月8日(火) 13:30～16:30
場所 (株)全建リース業協会 会議室

議事

- 1、管理技士制度について
第68回理事会で、「制度改正につき検討を行うための特別委員会を設置する」ことが承認されていることの確認が行われた。
- 2、平成12年度予算編成について
平成12年度予算編成については、抜本的な見直しの検討を行うことになった。
- 3、支部特別委員会の復活
支部特別委員会により、平成9年12月にまとめられた「協会の健全な運営に適する組織構造(案)」(全国を9ブロック制とすることが望ましいとする方向)を尊重し、再度、支部特別委員会を構成し、検討を重ねることになった。

第69回理事会

日時 平成11年10月21日(水) 14:00～17:00
場所 ホテル花水木(長島温泉) 1F 花翠の間

議事

I [報告事項]

- 1、役員辞任に伴う登記抹消について
大屋専務理事より、登記抹消の手続きの経過につき、下記内容の説明が行われ、承認された。
①本人からの辞任届が提出されていないこと
②定款13条の、理事のうち18名以内については会員以外から選任できること
の条件から、登記官の指導により、平成12年5月末の任期満了を待って、自動的に抹消する。

2、平成11年度上期入会退会一覧表について

入会10社、退会16社が報告され承認された。

なお、退会届の事務処理については、各支部の協力を得て、迅速(倒産企業の取り扱い等)に行う。

II [委員会報告]

1、総務委員会 川村委員長代行

- (1) 平成12年度年間事業スケジュール(案)について
流通委員会の開催数が増加することが報告され了承された。

(2) 財務小委員会

大屋専務理事より、財政の健全化を図るため、下記の項目等について細部に渡って検討されていることを報告し、了承された。

- ①理事会の秋期の持ち回り開催の検討について
- ②事務局長会議の地方開催(懇親会)について
- ③「かいほう」の発行を年1回(現行年2回)にすることに
ついて

④各講習会、試験等の諸経費の検討

⑤本部事務局体制の検討

⑥事務手数料等の検討

(3) 支部特別委員会について

平成9年12月にまとめられた「支部組織構造(案)」にもとづき、実施可能な地域においては検討を進めることとする方針が示され、9ブロック制(案)について、福井支部は、新潟・富山・石川支部に入れること、また、沖繩支部は単一ブロックにすることに検討の要請があった。

2、広報委員会 矢崎委員長

- (1) 第52号「かいほう」について(案)

4、流通問題について

流通専門委員会(平成11年6月2日開催)より上程された、関連団体への陳情文章である「適正価格への値戻しの御理解と御協力をお願い」の内容について審議が行われ、承認された。

- 5、建設機械器具リース・レンタルネットワーク構築について
第68回理事会(平成11年5月21日開催)において、「建設機械のリース・ネットワーク構築についての報告書」が作成されたこと、また、この報告書の主旨に基づき、平成11年度中にネットワークの試行を行うことになっており、各支部において、ネットワーク構築のための検討を要請することが了承されていること、及び具体的な見積額等についても説明が行われ、了承された。

掲載事項及び12月20日発送予定であることが報告され、了承された。

なお、下請契約における代金支払の適正化等についての最新の通達を確認し、掲載を検討する。

3、福利厚生委員会 石井委員長

(1) 厚生年金基金について

厚生年金基金の永田常務より、下記の報告が行われた。

- ①平成10年度年金経理決算概要について
- ②積立水準の検証について

4、教育指導委員会 近藤委員長

(1) 「全建リース総合賠償保険」について

全建リース総合賠償保険制度支部別加入状況が報告され、了承された。

(2) (有)ゼンケン決算報告について

(有)ゼンケン代表取締役社長 原澤伸二殿より、決算報告書にもとづき、説明が行われ、了承された。

なお、利益処分計算書の次期繰越金は利益であること
の訂正が行われた。(損失は記載間違いのため)

(3) 全建リース総合賠償制度推移表について

(有)ゼンケン代表取締役社長 原澤伸二殿より、全建リース総合賠償制度推移表(平成7年度～平成10年度)にもとづき説明が行われ、保険金支払件数が増加していることが報告された。

5、企画調査委員会 小林委員長

- (1) 「建設機械器具リース・レンタルネットワーク構築検討委員会」について

再度、検討委員会設置の経緯、検討課題の推移、作業部会によりネットワークの詳細設計が策定されたこと等につき説明が行われ、平成11年度(平成12年3月)に、初期の段階では拠点を決めて「小エリア」で試行することになった。

ていることが報告された。

上記内容・報告を受けて審議が行われ、議長は下記内容により「試行」することについて拳手による賛否を求めたところ、賛成多数により試行することが承認された。

①「建設機械器具リース・レンタルネットワーク構築検討委員会」の検討内容を尊重する。

②初期の段階は拠点を決めて「小エリア」で行う。

③試行に要する費用は、今年度1か所分を「別途引当預金」を取り崩して充当する。

(2) 環境対策機保有調査について

平成11年7月にアンケートによる調査を行ったことが報告された。

(3) 建設機械の排出ガス第2次対策について

第二次基準値適用機械については、製造規制とすることになるが、第一次基準値適用機械については環境対策機の普及状況を視野に入れながら、継続して使用可能とすることになることが報告された。

6、流通委員会 荒井委員長

(1) 大手広域業者、メーカー、商社との懇談会等について

流通専門委員会開催（全体会議2回含む）は、平成10年7月以降、15回開催していることが報告された。

特に、大手広域業者、メーカー、商社との懇談会等は、現在の流通問題の是正のため、重点的に開催していること、及び、大手広域業者、メーカー、商社各社の出席名簿について、下記内容の報告が行われ、了承された。

①大手広域業者

㈱アクティオ、㈱カナモト、サコス㈱、太陽建機レンタル㈱、西尾レントオール㈱、ユナイテッド㈱、㈱レンタルのニッケン 合計7社

②パワーショベル系のメーカー

㈱小松製作所、神鋼コベルコ建機㈱、日立建機㈱、新

キヤタビラー三菱㈱、住友建機㈱ 合計5社

③他の建設機械メーカー

エクセン㈱、㈱クボタ、酒井重工業㈱、㈱鶴見製作所、デンヨー㈱、日本車輛製造㈱、北越工業㈱、三笠産業㈱、ヤンマーディーゼルの 合計9社

④商社

伊藤忠建機㈱、檜崎産業㈱、日商岩井㈱、丸紅建設機械販売㈱、三菱商事㈱、ユアサ商事㈱、㈱ワキタ 合計7社

(2) 委員会活動の情報開示の徹底について

専門委員会、及び大手広域業者、メーカー、商社との懇談会等の内容につき、情報開示の周知徹底を図る上でも、マスメディアの活用は不可欠であることから、業界紙（産業機械新聞、総合レンタル情報）の普及は、重要であることが報告され、了承された。

7、管理技士専門委員会 片桐委員長

(1) 講習会及び試験について

平成11年度の管理技士講習会受講者数、試験申込者数、更新講習対象者数について報告が行われ、了承された。

(2) 管理技士制度について

「国の行政に関連する公益法人の改革について（案）」「公益法人の設立許可及び指導監督基準（概要）」管理技士制度見直し検討の推移について説明が行われたが、「国の行政に関する公益法人の改革（案）」とも関連が深い制度であることから、今後、下記内容に添って、検討を行うことになり了承された。

◎現行の全建リース協の組織は「公益法人の設立許可及び指導監督基準」を満たしておらず対応策を検討することになるが、理事現在数を早急に2分の1以下とすること

8、可発委員会 後藤委員長

(1) 講習会及び試験について

平成11年度可発講習会（新規・更新）実施結果について報告が行われ了承された。

(2) 平成12年度スケジュールについて

可発講習会（新規）のスケジュール及び平成12年度は更新講習の対象年度でないことも報告された。

(3) 可搬形発電機届出関係書類について

可搬形発電機届出関係書類について説明が行われ、特に「選任許可主任技術者」（主任技術者を含む）の名簿管理の整備を図ることから、定期点検票（ステッカー）を購入する場合は、必ず「可搬形発電機定期点検済証票交付申請書」にもとづいて購入することを各会員に徹底させることが了承された。

9、構造改善専門委員会 松尾委員長

(1) 平成11年度構造改善計画実施状況及び平成12年度構造改善計画について

平成11年度の実施状況調査票（会員宛）及び平成12年度計画のための調査票（各支部）がすでに平成11年10月4日に発送されていること、及び、提出期限は平成11年11月20日（厳守）であり、調査票提出の協力要請が行われた。

また、中小企業近代化審議会建設部会建設機械賃貸業分科会の廃止にともない、建設省において、構造改善事業実施中の全団体が、担当課へ、平成11年度の実施状況、及び平成12年度の計画のための調査結果の報告を平成12年1月中旬に行う予定であるため調査票の集計が早くなったこと

の報告があり、提出期限の厳守について会員各位に周知を図ることが了承された。

(2) 中小企業経営革新支援法案について

これまでの中小企業近代化促進法が廃止され、平成11年7月2日より施行されていること、また今回の支援法の趣旨はこれまでの「特定業種」に限定したのではなく、個々の経営革新を支援する内容であることが説明され了承された。

10、その他

・平成11年度特定サービス産業実態調査の実施について
通商産業省より、平成11年度特定サービス産業実態調査の実施に協力の依頼（調査対象事業所は、11月1日現在について、11月30日までに都道府県知事に提出する）があったことが報告され、了承された。

・道路整備財源における税（揮発油税）の免除についての調査要望があった。

総務委員会

日時 平成11年9月28日(火) 13:00～15:30
場所 ㈱全建リース業協会 会議室

議題

1、第69回理事会についての議題等の確認が行われた

報告事項

- ①役員辞任に伴う登記抹消について
- ②平成11年度上期入会退会一覧表について
- ③各委員会について

各委員会委員長より活動報告をして頂くことが確認さ

2、その他

(1) 大阪支部による実態調査結果の報道について
大阪支部から「今後、調査結果等について記事掲載を行う場合は、関係支部長に内容確認した上で掲載すること」を記載した注意文を、会長名で産業機械新聞に出すよう依頼があり、了承された。

(2) 来年度の役員改選について
平成12年度は「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に基づき、理事数の見直しを必要があること、また、役員改選期でもあることから、臨時理事会等を開催し、対応を検討することになった。

総務委員会

日時 平成11年11月18日(木) 13:00～16:00
場所 (株)全建リース業協会 会議室

議題

1、平成12年度年間スケジュール(案)について

総務委員会(財務小委員会等)、流通委員会(商社等との懇談会を含む)については、必要の都度、追加開催されること
が了承された。

2、財政の健全化(案)について

総務委員会及び財務小委員会の上程事項の「協会の財政全般について抜本的な見直しを行う」ことが、理事会(平成11年10月21日開催)で承認されたことを受け、下記事項について検討を行うことが決定された。
①秋の理事会の開催について

総務委員会及び財務小委員会(平成11年9月28日他)で、協会の財政全般について抜本的な見直しを行うことを理事会(平成11年10月21日開催・名古屋)に上程することが決定、その後、理事会で承認を受け、総務委員会(平成11年11月18日開催)で、協会財政全般の抜本的な見直しの詳細検討が行われた結果、事務局長会議は、毎年1回東京で下記内容の趣旨で開催とすることが決定した。

事業年度初めの「理事会(毎年度5月開催)」の決定事項等について、会員に周知を図るため理解を深めること、また、本部支部における事務処理簡素化等についての検討を目的とした「勉強会」形式で、今後、毎年度7月下旬に事務局長会議を開催する。

2、可搬形発電機届出関係書類について

最近、届出書類に関する問い合わせが多いことから、質問の頻度が高い事項につき、Q&Aの形式に取りまとめたことの趣旨が報告され、各項目ごとに詳細な説明が行われた。

なお、校正が終了次第、各支部に配布し、会員等からの問い合わせに利用して頂くよう要請が行われた。

3、その他

(1) 構造改善事業に関する調査票について

実施調査票は各会員に、平成12年度の計画書については各支部に、提出期限を11月20日としてお願いしているが、大変回収率が低い(11月18日現在、約23%)ことから、未提出の会員企業に、構造改善事業に参加して頂くよう、各支部より督促の働きかけを行うことが要請され、了承された。
なお、調査票の取り扱いについては、貸貸部門の売上がない場合や、税制上、金融面の助成の適用を受ける計画がない会員企業でも、必ず提出するようお願いして欲しいことが伝えられた(1頁のみの記入可・資本金・売上高・従業員数等)。

② 事務局長会議の開催について

③ 「かいほう」の発行回数

④ 可発事業の試験立ち会いについて

⑤ 管理技士講習会の講義について

⑥ 可発ステッカーの事務手数料について

⑦ 可発講習会の日当について

⑧ 管理技士講習会の日当について

⑨ 可発講習会の還付金について

⑩ 管理技士講習会の還付金について

⑪ 本部事務局の人員について

⑫ 経営指標の作成について

3、理事の定数について

公益法人の設立許可及び指導監督基準に基づき、理事の2分の1以上を同一業界関係者以外から選ぶ体制にする必要があることが説明され、今後、検討を行うことが決定された。

4、その他

臨時理事会を、次のとおり開催することが議決された。

日時 平成12年2月22日(火)
場所 山の上ホテル(予定)

議題・・・理事の定数について
・・・財政の健全化についての報告

事務局長会議

日時 平成11年11月19日(金) 13:00～15:30
場所 山の上ホテル 海の間

議題

1、事務局長会議のあり方について

※提出期限変更について
本部に、平成11年11月30日必着で協力をお願いした。

支部特別委員会

日時 平成11年7月28日(木) 13:00～16:00
場所 (株)全建リース業協会 会議室

議題

1、支部特別委員会の経緯について

・支部に関する規定

・「支部組織構造(案)の作成について」の報告書について

2、今後の支部特別委員会の活動方針について

(1) 広域業者の入会店舗数について

(2) 平成10年度各支部の収支状況

(3) 検討課題について

①現在の協会の運営状況を考えると、コスト削減の意味からもやはりブロック化を目指すのが適切と思われる。

②広域業者の件については、役員(参与)として協会運営に参加してもらうのも一つの方法ではないか。

【決議事項】

次の事項を、総務委員会を経て、第69回理事会(名古屋)へ上程する。

・ブロック制の実施

・さまざまな問題点が考えられるが、将来のことを考えると、ブロック制への移行は不可欠と思われる。

・会費の統一(正会員・賛助会員とも)

収支について試算表を作成し、(案)を作成する。

・広域業者の協会役員就任
会費問題及び流通問題の解決のためにも、広域業者と話し合いをする機会をもつ必要があるため、参与として若干名就任してもらった。

広報委員会

日時 平成11年10月4日(月)
場所 (社)全建リース業協会 会議室

議題

1、「かいほう」(No.52号)について
掲載内容について確認が行われ、第69回理事会に報告することが了承された。

企画調査委員会

日時 平成11年8月6日(金) 14:00～16:00
場所 (社)全建リース業協会 会議室

議題

1、「建設機械器具のリース・レンタルネットワーク構築」の推進状況の報告
ネットワークの施行は小規模でスタートし、機種を限定し参加可能な会員からスタートする計画であることが説明された。
2、平成10年度企画調査委員会の活動報告
①「建設機械器具のリース・レンタルネットワーク構築検討委員会」経過報告

建設機械器具のリース・レンタルネットワークの構築に関しては、第69回理事会(平成11年10月21日開催)で、拠点を決めて「小エリア」で試行を行うことについて承認されていることが報告され、了承された。
尚、試行に必要な機器等(システム含む)については、下記内容の確認が行われ、了承された。

(1) 機器(ハード)構成図

主な機器の構成は、Webサーバに①ホームページ編集用のパソコン、スキヤナ、プリンタと、②データ蓄積用のデータベースサーバとモニターを接続し構成する。

(2) システム機能の説明

検索方法として、①機器名・在庫数検索、②カテゴリ(分類)、③会社名検索、④地域名検索、が可能である。また付加機能として、

①メール機能…ホームページ上からメールによる問い合わせが可能

②画像表示機能…各会員企業のページに任意の画像ファイルの表示が可能

(3) 自社ホームページへのリンク機能

ホームページ画面構成
検索画面、会員情報登録画面、会員企業情報紹介ページ画面、問い合わせページ画面等について。

(4) 試行の拠点等について

①予算は予備費から捻出し1ヶ所で試行を試みることにした。

②北海道はパソコン普及率も高くまた支部会員の意識が高いことから、北海道ブロックが試行エリアとして決定された。

③ネットワーク構築費用について

④ネットワークシステム新設工事費用(物品費、工事費、開発費、研修等)
約660万

②建設機械器具賃貸業状況調査について
③排出ガス対策型建設機械保有調査について
④排出ガス2次規制について
⑤災害時における緊急連絡網について
3、第2回排出ガス対策型建設機械保有調査の結果について
調査は排出ガス対策型機械18機種について実施した。
普及率は平成10年度35・9%から平成11年度42・7%に上昇し、規制に対する程度が対応が可能となったと考えられることが報告された。

4、災害時における緊急連絡網について

連絡網は管轄の警察・気象台からの情報を得る必要があることや、災害復旧対策等に利用されることを考慮し、地域に密着したものであることが望ましいことから全支部を網羅した緊急連絡網の共同編成は取り止め、連絡網の運用は各支部の自主性に一任することが最もふさわしいと判断することが了承された。

5、企画調査委員会の今後の検討課題について

今後の活動事項は各支部から意見を聞いて検討するが、各支部でも独自に地域の諸問題に取り組んでいることから、討議した問題等について報告して頂くことになった。

企画調査委員会

日時 平成11年11月26日(金) 13:30～15:30
場所 (社)全建リース業協会 会議室

議題

1、建設機械のリース・レンタルネットワーク構築についての報告

②ネットワークシステム年間費用(OCN低額利用料、相談サービス料等)
約46万

2、平成11年度の企画調査委員会活動について

(1) 補償料について
補償料の徴収については企画調査委員会内でも未だ本格的な議論を進めてはいないが、会員の関心は高く今後検討することになった。

(2) 割増償却制度と建設機械の償却費について
現在実施中の第3次構造改善事業における割増償却制度について、会員より割増償却ができなかった事実があると報告があり、行政機関等の窓口を確認することになった。

(3) 契約書の研究
過当競争により無理難題な要求をする客が後をたたず、それを解決することが必要であり、価格下落の歯止めを寄与する方策として。

(4) 新会計基準の研究
新会計基準は企業の大小にかかわらず実施される。会員に対する指導や勉強会の開催の必要性について。

(5) 後継者教育について
当団体も設立から四半世紀を経過し、会員企業の経営者も二代目、三代目に変わりつつあり、後継者を対象とした勉強会や意見交換の場をセッティングすることについて。

(6) 排ガス等環境基準等の対策について
排出ガス規制や環境基準等の対策について。

3、諸外国のレンタル業の実態調査について

あらゆる業種が自由化・グローバル化されつつある今日において、業界の将来のために海外の建機レンタル業界を研究することは必要と思われることから、建機レンタル業の国際化を視野に入れ、遅れをとらないためにも準備と研究を進めることについて。

流通専門委員会

日時 平成11年6月2日(火) 13:30～14:30
場所 (株)全建リース業協会 会議室

議題

- 1、業界新聞について
 - ・業界新聞(産業機械新聞、総合レンタル企画)としての位置づけ、今後の方策、業界からの要望について、下記内容の申し合わせが行われた。
 - ①公正中立の立場で報道を行う
 - ②現況報告は実態に添った内容にする
 - ・メーカー参入について
 - ・レンタル料の下落について
 - ・営業マン教育について
 - ・建機の需要供給について
- ③流通問題に関して、協会・業界紙は互いに取り組み、業界のあるべき姿を追求する
- ④協会として二社の拡販に協力する
- ⑤今後ともできるだけ専門委員会に出席されるよう要望された
- 2、適正価格のための陳情について
 - ・陳情文書の「適正価格への値戻しの御理解と御協力をお願い」を常任理事会(6月8日開催)に上程、承認後、関連団体等に普及を図ることになった。
- 3、各支部からの提案について
 - ・「地域現況報告書」に基づく諸問題の解決策については、あくまでも地区での話し合いを優先することが確認された。
 - ・しかし、今までどおり、本部としては指導を継続することになった。

流通専門委員会と(社)日本建設機械工業会
流通サービス委員会幹事会との懇談会

日時 平成11年6月2日(火) 15:00～17:00
場所 山の上ホテル 2F つばきの間

議題

- 1、建設機械レンタルの原価計算について
 - ・(株)全建リース協 佐藤副委員長より研究資料に基づき、詳細な説明が行われた。
 - ①キャッシュフロー重視の経営について
 - ②機械レンタルの原価計算について
 - ③レンタル料金の設定基準について
 - ④建設機械レンタル年間/原価一覧表について
 - ⑤レンタル売上/日単価一覧表(年間稼働日数)について
- 2、流通の現況について
- 3、業界用語統一について
 - ・(株)全建リース協の理事会承認に基づき、現行、メーカー等による「卸レンタル」と称する販売の方策は「卸リース」とすることが妥当であることから、業界用語として普及することについて説明が行われ、了承された。

流通専門委員会と大手広域業者との懇談会

日時 平成11年6月15日(火) 13:00～16:00
場所 山の上ホテル 2F つつじの間

議題

- 1、大手広域業者との地区別懇談会の開催について

- 地区懇談会を有意義なものにするための質疑応答が行われた。
- 質疑応答により、下記の検討事項および要請事項の申し合わせが行われた。
- ①大手広域業者間の意見交換の手段として、事務局にオープンメール(パスワード利用)システムを検討することになった。
 - ②大手広域業者からも(株)全建リース協の理事として協会運営に参加していただきたいことが伝えられ、来年の役員改選に向けて、前向きな検討を要請した。
 - ・なお、協会の組織について「支部特別委員会」が設置されていることが報告され、各支部における大手広域業者の協会加入等について協力の要請が行われた。
 - 2、建設機械レンタル業界の現況について
 - (1) 関係団体への陳情について
 - ・「窮地に立つ建設機械器具賃貸業界に御理解と御協力のお願い」を関係団体へ出す予定であること、が報告された。
 - ・「窮地に立つ建設機械器具賃貸業界に御理解と御協力をお願い」を積極的に活用することが要請された。
 - 3、その他

流通専門委員会

日時 平成11年8月3日(火) 13:30～17:00
場所 (株)全建リース業協会 会議室

議題

- 1、陳情について
 - (1) 建設関係7団体への陳情結果について

【決議事項】

- ・「チラシの影響は絶大。無益な配布はしない。」ことを宣言し、無駄な競争をしないように、その都度継続して要請を行う。
- ・「メーカーのレンタル業参入は、当業界としては反対である。」ことをメディア等を通じて公告する。
- ・商社(ユアサ商事、日商岩井、三菱商事、伊藤忠商事)と話し合う場を設ける。
- ・広域業者に繰り返し入会をお願いする。

流通専門委員会と商社との懇談会

日時 平成11年9月14日(火) 10:30~12:00
場所 山の上ホテル 2F つつじの間

議題

- 1、(社)全建リース協の組織について
(社)全建リース協の組織及び流通委員会の位置付けについて、説明が行われた。
- 2、建機レンタル業界の現況について
レンタル業界の現況及び建設関係団体への陳情について説明が行われた。
- 3、現況の流通諸問題について
和議または詐欺による迷惑等について、今後も同様のことが多々発生すると予想されることの説明が行われた。
- 4、今後について
懇談会を必要に応じて、今後も年に2~3回開催することが確認された。

流通専門委員会とメーカーとの懇談会

日時 平成11年10月6日(火) 10:00~12:00
場所 山の上ホテル 2F つつじの間

議題

- 1、業界の現状
 - (1) (社)全建リース協の組織について
(社)全建リース協の組織及び流通委員会の位置付けについて、説明が行われた。
 - (2) 建機レンタル業界の現況について
レンタル業界の現況及び建設関係団体への陳情について説明が行われた。
 - (3) 現況の流通諸問題について
陳情文等についての説明が行われた。
- 2、当面の問題
 - (1) メーカー参入問題
協会としては断固として反対するということを伝えた上、

流通専門委員会と大手広域業者との懇談会

日時 平成11年9月14日(火) 13:00~15:30
場所 山の上ホテル 2F つつじの間

議題

- 1、現況の流通問題について
現況について、説明が行われた。
- 2、「窮地に立つ建設機械器具賃貸業界に御理解と御協力をお願い」の経過報告について

参入問題について質疑応答が行われた。
業界における今後の設備投資の動向

(2) 「建設機械の排出ガス第二次対策について」
10月1日付で得た「排ガス対策第二次基準」の情報であること(別途、正式に通達が出る)、また内容は、次のとおりであることが説明された。

- ・第二次は製造規制となる。
- ・第二次規制開始前に製造された、第一次規制の基準をクリアした機械は、第二次規制開始後も使用可能とする。

流通委員会全体会議

日時 平成11年10月6日(火) 13:30~17:00
場所 山の上ホテル 別館2F 海の間

議題

- 1、平成11年度 流通委員会活動報告について
議事録より抜粋して説明が行われた。
- 2、業界紙の活用について
現在、業界紙として2紙を指名し、委員会の内容を会員に周知徹底するよう図っているが、購読状況を見ると、まだ普及率が悪いようである。
本部が何をしているのかを地域でも知ってほしいので、支部に議事録を配布しているが、その先の会員に情報がどうしても流れにくいので、新聞を活用してほしいと思っている。
業界が何をしなくてはいいかわからないか、メーカー・広域業者が何をしているのかもわかってもらえませんかと思う。
建設会社等も新聞を通じて、我々の業界の状況を知っているようであり、役所でも同じ状況のようだ。

流通専門委員会と(社)日本建設機械工業会
流通サービス委員会との懇談会

日時 平成11年11月17日(水) 15:00~17:00
場所 (社)日本建設機械工業会分室 会議室

議題

- 1、広域レンタル業者との連絡会について

- 今後、各地域でも購読を進めるようにしてほしい。
- 3、現況報告(地区委員)
流通の現況について各地区から報告が行われた。
- 4、今後の方針について
 - ・各地域での会合の際は、公正取引委員会を念頭に置き、価格には気をつけてほしい。ペーパーでの取り扱いには注意が必要であり、口頭での申し合わせを進めてほしい。
 - ・具体的に、休止日の取り止め等、行為に対しての請求などの権利の主張は問題にならないが、価格統一の話はひっかかる。
 - ・お互いに話し合うしか先は見えないので、引く勇気も必要だが、前に進む方も検討して欲しい。
 - ・小さいブロックでの話し合いが必要であり、工事単位の話し合いも有効であると思う。
 - ・チラシ問題はなくしておもうという事で進めているので、目につくことがあれば教えてほしい。
 - ・厳しい状況下、和議が予想されるので、商社の姿勢に対し、全国をあげて取り組まなければならない。
 - ・取引中止ぐらいの、きつい手段をとることも考えていきたいと思うので、現在の情報を寄せてほしい。

価格の問題等についての検討について、地域の業者との懇談会をお願いして話し合いの中で解決を図っており、状況は良い方向に進んでいること、また、地区で行われる話し合いに、広域の責任者が出席されることなども決定されていることが報告された。

2、メーカーのレンタル業参入について
 質疑応答が行われ、下記内容の見解が行われた。
 双方ともこの懇談会は重要な会議と位置付けており、ご意見を十分に検討させて頂くことにより、共存できることが実現できると思われることから、ノウハウを提供し合うことができる雰囲気作りを今後も更に進めていくことが要望された。

流通専門委員会と大手広域業者との懇談会

日時 平成11年12月3日(金) 15:00~17:00
 場所 山の上ホテル 本館2F つばきの間

議題

- 1、建設機械レンタル業界の現況について
 ① ㈱カナモトとコマツの提携について（掲載紙 12月2日 本経済新聞）、質疑応答が行われた。
 ② 価格問題について
 地域の懇談会の開催が、今後の価格対応へのキープイントになる等について話し合いが行われた。

可発専門委員会

日時 平成11年8月4日(水) 13:30~15:30
 場所 ㈱全建リース業協会 会議室

- 平成12年度用定期点検済証票は、現在の頒布状況に基づき検討が行われ、60,000枚作成することが決定された。
- 定期点検済証票の申請について
 主任技術者の状況把握のため、「可搬形発電機定期点検済証票交付申請書」の周知徹底を推進することとなった。
- 定期点検済証票について
 ① 他社保有機械への今後の対応について
 ② 会員外発電機にも貼付できることとする。
 但し、年次点検整備請負時に限る。
 ③ 生産物賠償責任保険は適用しない。
- 問題発生の場合は、点検業者と相手方において解決するものとする。
- 認定試験立ち合いについて
 可発事業は14年を経過し、その運用は平準化されていることから、本部事務局職員の試験立ち合いについては、各講習会場の可発委員に指揮をお願いする。
- その他
 (1) 定期点検済証票ポスター作成について
 平成12年度定期点検済証票用ポスターを作成することについて、検討を行うことになった。

可発専門委員会・講師会

日時 平成11年10月7日(木) 15:30~16:30
 場所 ㈱全建リース業協会 会議室

議題

- 1、平成11年度講習会・試験結果について
 資料に基づき、検討された結果、試験問題等（問題の難易

- 議題**
- 1、平成11年度受験者の合否について
 合格者303名（合格率99.02%）を承認された。
 - 2、平成12年度講習会スケジュールについて
 平成12年度講習会スケジュールについて確認が行われ了承された。

	新規講習
沖繩会場	6月13日(火)・14日(水)
九州会場	6月14日(水)・15日(木)
中国会場	6月22日(木)・23日(金)
大阪会場	6月21日(水)・22日(木)
中部会場	7月3日(月)・4日(火)
東京会場	7月27日(木)・28日(金)
仙台会場	7月5日(水)・6日(木)
北海道会場	7月12日(水)・13日(木)

- 3、定期点検済証票（ステッカー）非会員用作成について
 当協会のステッカーは、従来どおり正会員のみの販売とし、非会員との差別化を図るうえで重要な位置を占めていると再確認され、会員加入促進を図る方向で運営する。

可発専門委員会

日時 平成11年10月7日(木) 14:00~15:30
 場所 ㈱全建リース業協会 会議室

議題

- 1、H12定期点検済証票作成について
- 度を含む）は妥当であったことが了承された。
- 平成12年度スケジュールについて
 平成11年8月4日の可発専門委員会決定が確認された。
- 講習会用テキストについて

管理技士試験委員会

日時 平成11年6月10日(水) 14:00~16:30
 場所 ㈱全建リース業協会 会議室

議題

- 1、平成11年度管理技士試験問題の選定
- 2、平成11年度記述式問題の作成

管理技士試験委員会幹事会

日時 平成11年11月2日(火) 14:00~15:30
 場所 ㈱全建リース業協会 会議室

議題

- 1、平成11年度受験者数について
 本年度受験者数について、受験者数291名であったことが報告された。
- 2、平成11年度試験問題について
- 3、平成11年度正誤・択一式問題の試験結果について
- 4、管理技士試験制度改革について

管理技士試験委員会幹事会

日時 平成11年12月6日(月) 14:00～15:30
場所 (株)全建リース業協会 会議室

議題

1、本年度試験結果データについて

本年度管理技士試験の可否判定をする前に、試験結果データについて分析が行われ、検討の結果、合格者数213名、合格率73・2%を試験結果案として試験委員会に上程することを了承した。

管理技士試験委員会

日時 平成11年12月7日(火) 14:00～16:00
場所 (株)全建リース業協会 会議室

議題

1、平成11年度可否決定について

本年度管理技士試験の可否判定をする前に、試験結果データについて分析が行われ、検討の結果、試験委員会幹事会の上程内容(合格者数213名、合格率73・2%)が承認された。



社団法人 全国建設機械器具リース業協会 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人全国建設機械器具リース業協会(以下「本会」という。)という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置き、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、建設機械器具賃貸事業に関する調査、

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 建設機械器具賃貸事業に関する調査、研究
- 二 建設機械器具賃貸事業に関する行政施策の協力
- 三 建設機械器具賃貸業構造改善計画の作成、構造改善の推進、指導等に関する事業
- 四 建設機械器具の賃貸に関する適正な流通施策の調査、研究
- 五 建設機械器具の技術開発及びその推進
- 六 建設機械器具賃貸業管理技士の認定試験、登録及び証明に関する事業
- 七 その他本会の目的を達成するために必要な事業

研究を行うとともに、建設機械器具の技術開発を推進し、もってわが国建設産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

第3章 会 員

(資 格)

第5条 本会の会員は、建設機械器具賃貸事業を営む者で、本会の目的に賛同するものとする。

(会 費)

第6条 会員は、総会において、別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 本会の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を失う。

- 一 退会
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を附して退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する時は、総会において出席会員の3分の2以上の議決により、除名することができる。

- 一 本会の会員としての義務に違反したとき
- 二 本会の名誉を傷つけ又は設立の趣旨に反する行為のあったとき
- 三 会費を著しく滞納したとき

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の拠出金品は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

第4章 役 員

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1人
副 会 長	6人
専 務 理 事	1人
常 務 理 事	1人
常 任 理 事	10人以内
理 事	28人以上35人以内
(会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事を含む。)	
監 事	3人

(選 任)

第13条 役員は、総会において会員から選任する。

ただし、理事のうち18名以内、及び監事のうち1名については、会員以外から選任することができる。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第14条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の

会務を処理する。

4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、本会の常務を処理する。

5 常任理事は、常任理事会を通じて本会の運営に参画する。

6 理事は、理事会を構成し、会務の執行に当たる。

7 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(任 期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任されることができない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(解 任)

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、その任期中であっても、総会の議決により、その役員を解任することができる。

(役員報酬)

第17条 役員は、無報酬とする。ただし、専務理事及び常務理事は有給とする。

第5章 顧問、相談役及び参与

(顧問、相談役及び参与)

- 第18条 本会に、顧問、相談役及び参与を各若干名置くことができる。
- 2 顧問、相談役及び参与は、理事会の推せんにより、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、本会の重要事項について、会長の諮問に応じる。
 - 4 相談役は、本会の基本的事項について、会長の諮問に応じる。
 - 5 参与は、本会の運営事項について、理事会の諮問に応じる。
 - 6 顧問、相談役及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任されることができない。

第6章 会議

(種類)

第19条 会議は、総会、常任理事会及び理事会とし、総会を定期総会及び臨時総会とする。

(構成)

- 第20条 総会は、会員をもって構成する。
- 2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。
 - 3 理事会は理事をもって構成する。

(招集)

- 第21条 会議は、会長が招集する。
- 2 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日日の5日前までに会員に通知しなければならない。
- ただし、緊急の必要があるときは、書面以外の確実と認められる方法によることができる。
- 3 前項の規定は、常任理事会及び理事会を招集する場合において準用する。

(開催)

- 第22条 定期総会は、毎年1回事業年度終了後2月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、又は会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき、開催する。
 - 3 常任理事会及び理事会は、会長が必要と認めるとき又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときに、開催する。

(議長)

- 第23条 総会の議長は、その総会において、出席会員のうちから選任する。
- 2 常任理事会及び理事会の議長は、会長をもってこれに充てる。

(定足数)

第24条 会議は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第25条 総会、常任理事会及び理事会の議事は、この定

款に別に定めるもののほか、会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

- 第26条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席会員を代理人として、表決を委任することができる。
- 2 前項の場合において、前2条の規定の適用については、出席したもののみをなす。

(会議に附議すべき事項)

- 第27条 総会は、この定款で別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
- 一 事業計画及び収支予算の決定
 - 二 事業報告及び収支決算の承認
 - 三 その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 常任理事会は、理事会等に附議する議案及び理事会から委任された事項を議決する。
 - 3 理事会は、この定款で別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
 - 一 総会の議決した事項の執行に関すること

- 二 総会に附議すべき事項
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第7章 資産及び会計

(議事録)

第28条 会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 会員の現在数
- 三 会議に出席した会員の数及び理事の氏名
(書面表決者及び表決委任者を含む。)

四 議決事項

五 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨

六 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席会員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- 一 会費
- 二 寄付金品
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる収入
- 五 その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第32条 本会の収支予算は、年度開始前に、総会の議決を得て定め、収支決算は、年度終了後2月以内に、その年度末資産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

- 2 年度開始前に予算が成立しないときは、成立するまで前年度予算を執行する。
- 3 前項による収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

決を得なければならない。

3 本会の解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得、主務官庁の許可を受けて、本会と類似の目的をもつ他の公益法人に寄附するものとする。

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 事務局

(事務局)

第36条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。
- 3 事務局長は理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の運営に関する必要な事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会において、出席会員の3分の2以上の議決を得、主務官庁の許可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により、解散する。

2 本会は、民法第68条第2項第1号に基づいて解散をする場合は、出席会員の4分の3以上の議

第10章 雑 則

(施行細則)

第37条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定める。

附 則

- 1 本会の成立当初の役員は、第13条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第15条第1項にかかわらず、昭和51年3月31日までとする。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第25条第1項第1号及び第30条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計は、第31条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和51年3月31日までとする。
- 4 昭和51年7月1日役員25名を30名増員申請許可。
- 5 昭和54年7月23日(事務所)規定の一部変更により

支部に関する規定

第一章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は、社団法人全国建設機械器具リース業協会(以下本部という)定款第2条の規定による支部の設置、組織及び運営に関する基準事項について定めることを目的とする。

(設置の申請)

- 第2条 支部を設置しようとする時は、別に定める申請書に次の各号を記入又は同書類を添えて本部に届け出て理事会の承認を得るものとする。
- 1 支部の名称及び所在地
 - 2 定款又は規約等
 - 3 役員名簿
 - 4 会員名簿
 - 5 その他参考となる事項

(事務所)

第3条 支部の事務所は第2条の届け出にて定めるもののほか、会員の規模地理的条件そのほか地域の実情に応じ分会を設けることができる。

(支部規約)

第4条 支部は、この規程に基づき当該支部の実状に適合した「支

仙台市小田原弓ノ町を同市福室に、福岡市博多区を同市東区に変更申請、許可。

6 昭和55年8月8日付定款の一部変更により副会長3名を6名に増強変更申請、許可。

7 昭和57年7月22日付定款の一部変更により
(1) 業界の近代化に伴う構造改善計画作成主体となり事業を推進指導等する件。

(2) 役員30名を5名増員(28名以上35名以内)
変更申請、許可。

8 昭和58年8月6日付定款の一部変更により

(1) 会員資格及び名称変更

(2) 常務理事の新設

(3) 常任理事の新設 変更申請、許可。

9 平成2年10月12日付定款の一部変更により

(1) 建設機械器具賃貸業管理技士の認定試験、登録及び証明に関する事業

10 平成10年8月17日付定款の一部変更

理事のうち18名以内、及び監事のうち1名を会員以外から選任することが出来ることとする。

この定款の変更は、建設大臣の許可があった日から施行する。

部規約」を制定するものとする。

(事 業)

第5条 支部は、本部定款第3条に規定する目的の達成と支部会員相互の連絡協調を図るため、各事業を行うものとする。

第二章 会 員

(会員の種類)

第6条 支部の会員は、次の2種類とする。

- 1 正会員
本部定款第5条に規定する会員で、当該支部の地域内に事業所を有するもの。
- 2 其の他の会員
本規程第4条の「支部規約」により必要に応じ其の他の会員(賛助会員・副会員・準会員等)を設けることができる。

(入会及び退会)

- 第7条 入会及び退会の届け出は、支部を経由して行うものとする。
- 2 入会しようとする者は、支部長に対し所定の入会申込書に必要事項を記入し、記名押印の上、入会金を添えて申し出るものとする。
 - 3 前項の入会申込書を受理した支部は、審査の上適正と認められた場合は、すみやかに本部会長に対し所定の届け出を行うものとする。
 - 4 退会しようとする者は、支部長に対し所定の退会届により、退会の1月前までに其の旨を申し出るものとする。

5 前項の退会届を受理した支部は、すみやかに本部会長に
対し所定の届け出を行うものとする。

第五章 資産及び会計

(資産)

第12条 支部の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成し支
部長が管理するものとする。

- 1 支部の入会金及び会費並びに本部よりの交付金
- 2 事業に伴う収入
- 3 その他

(入会及び退会の承認)

第8条 支部より届け出のあった入会、退会については、本部理
事会の承認を得、本部長はその旨を支部長に通知する
ものとする。

(入会金及び会費)

第9条 支部の入会金及び会費は、当該支部において実状に応じ
定めるものとする。

(経費)

第13条 支部の経費は当該支部の資産をもって支弁する。

第三章 役員

(役員)

第10条 支部に支部長その他の役員を置く。

2 支部の役員に関し必要な事項は、当該支部において定め
るものとする。

(事業計画及び収支予算)

第14条 支部長は毎事業年度当初に、当該支部の事業計画及び収
支予算について、支部総会の承認を得るものとする。

(事業報告及び収支決算)

第15条 支部長は毎事業年度終了後に、当該支部の事業報告及び
収支決算について監事の監査を受けた後、支部総会の承
認を得るものとする。

第四章 会議

(会議)

第11条 支部の会議は総会及び理事会とする。

2 総会は定期総会及び臨時総会とする。

3 支部の会議に関し必要な事項は当該支部において定める
ものとする。

(事業年度)

第16条 支部の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までと
する。

(支部報告)

第17条 支部長は、支部総会で議決した事項について関係資料を
添えて本部に報告するものとする。

第六章 事務局

(事務局)

第18条 支部は、事務局を設け職員を置くことができる。

2 事務局職員の任免は支部長が行うものとする。

3 事務局に関し必要な事項は、理事会の議決を経て支部長
が定めるものとする。

附 則

1 この規程は昭和58年7月1日から施行する。

2 旧社団法人全国建設機械リース業連合会の会員である18団体に
ついては、第2条の規定にかかわらず、その名称、住所を本部
に届け出ることにより、現会員を所属会員とした支部が設置さ
れたものとみなす。



協会支部名簿

平成11年11月現在

支部名称	代表者名	事務局長名	〒	所在地	TEL	FAX
北海道支部	片桐 理	澤口 輝雄 榊井真理子	060-0034	北海道札幌市中央区北四条東 2-8-3 第2まるよビル4F	011-221-1485	011-222-5612
青森支部	川村 雄蔵	槻木沢四郎 岩間麻寿美	039-2241	青森県八戸市市川町古場蔵1-68 八戸北インター工業団地 俵ほくとう内	0178-21-1513	0178-21-1514
秋田支部	福田 幸夫	永井 豊	016-0179	秋田県能代市浅内字横道19-1 幸和リース(株)内	0185-55-3888	0185-54-8397
岩手支部	吉田 正晴	佐藤 恵子	023-0852	岩手県水沢市山崎町1-8	0197-24-8271	0197-25-8266
宮城支部	石井 嘉一	伊藤 壽朗 白畑あや子	984-0015	宮城県仙台市若林区卸町5-5-1 仙台団地倉庫協同組合会館2F	022-238-1751	022-238-1752
山形支部	伊豆田正志	佐藤 徹	990-0811	山形県山形市長町3-16-22	0236-84-9455	0236-84-2449
福島支部	後藤 泰治	鈴木 英子	963-8041	福島県郡山市富田町字向館 121-20	024-952-0588	024-952-1747
新潟支部	酒井 安治	吉田 準一	950-0941	新潟県新潟市女池8-14-17	025-284-6605	025-284-5265
群馬支部	石塚 幸司	石原 栄志	371-0013	群馬県前橋市西片見町4-5-15 (株)ニッパンレンタル本社内	027-243-2822	027-243-2822
栃木支部	渡辺 勝一	阿部 智光	320-0041	栃木県宇都宮市松原2-5-21 栃木県木材会館4F	028-621-6062	028-621-1923
東京支部	福山 勝	大川 喜子	101-0062	東京都千代田区神田駿河台2-1 近江兄弟社ビル4F	03-3294-4071 4072	03-3293-7275
神奈川支部	木立 政弘	森川 晴子	221-0835	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 1-6-1 岩井ビル5F	045-322-0613	045-314-5513
長野支部	矢崎 照男	新田 晴茂	390-0805	長野県松本市清水1-6-18	0263-33-1820	0263-39-1132
静岡支部	福田 寛	大石善一郎 熊岬 岩男	422-8055	静岡県静岡市寿町6-18 小沢ビル3F (社)建協静岡支部内	054-287-9151	054-284-7113
中部支部	近藤 昌三	白井 實	460-0008	愛知県名古屋市中区栄1-14-14 御園パレス3F302	052-203-1657	052-203-1658
富山支部	高野 義雄	小倉 秀信	938-0013	富山県黒部市香掛567 (株)吉田商会内	0765-52-2688	0765-54-3307
石川支部	吉川 義孝	林 善明	920-0018	石川県金沢市三口町水13-1 コーポミックチ10号	076-238-7097	076-238-7097
福井支部	福嶋 敏栄	牧田 剛	910-0842	福井県福井市開発3-3509	0776-52-0646	0776-33-5212
滋賀支部	中村 吉輝	吉川平八郎 樋上ちえみ	524-0013	滋賀県守山市下之郷町637-3 第一観光ビル	077-581-0481	077-581-0481
京都支部	石橋久仁夫	吉田 栄次	604-8831	京都府京都市中京区四条通中 道西入 高石機械産業(株)内	075-802-0171	075-841-1595
大阪支部	廣津 迪伸	野崎 雅子	556-0022	大阪府大阪市浪速区桜川3-4-24 カベタニビル4F	06-6561-7405	06-6567-3432
和歌山支部	角口 賀敏	丸田 美枝	640-8323	和歌山県和歌山市太田667	0734-74-5789	0734-74-1038
兵庫支部	下村 昇	小野 恒雄	650-0025	兵庫県神戸市中央区相生町2-2-7 ツルビル2F	078-361-2481	078-361-2487
中国支部	山本 高義	清水 五月	731-0135	広島県広島市安佐南区長東 2-11-11 第2ヨシヒロビル2F	082-230-1208	082-230-1208
四国支部	三原 達雄	明石 俊幸	760-0066	香川県高松市福岡町3-35-16	087-851-7683	087-826-2324
九州支部	稲尾 長亮	北野 富也 後藤 久子	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東 2-9-1 東福第2ビル6F	092-482-6685	092-452-2563
沖縄支部	岡部 康弘	伊川 武徳	901-2101	沖縄県浦添市宇西原573	098-876-6410	098-876-6410

(社)全国建設機械器具リース業協会のインターネットの

ホームページ・アドレス名

<http://www.alpha-web.ne.jp/zenken>

会員の皆さんやレンタル器機をご用命くださるユーザーさまの
ホームページです。



社団法人 全国建設機械器具リース業協会

会員照会

都道府県別機械設備一覧

本協会のご案内

情報板

関連リンク

- ・会員照会
- ・都道府県別機械設備一覧
- ・本協会のご案内
- ・情報板
- ・関連リンク

社団法人 全国建設機械器具リース業協会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-1
近江兄弟社ビル4階
TEL 03-3293-7273 FAX 03-3293-7275

- ④ 甲は物件を返還する時は、それが甲の使用
方法、取扱いの不備などにより毀損した場合
に限り（期間経過相応の損耗を除く）第11条
②項の定めに従い、甲の負担において物件を
原状に復して返還するか、またはその費用を
乙に支払う。
- ⑤ 甲は、事由の如何を問わず物件につき留置
権ならびに同時履行抗弁権を行使しない。

第16条（契約の解除）

下記の場合、甲または乙は本契約および個別
契約を解除することができる。

- ① 甲または乙が、本契約または個別契約の条
項のいずれかに違反したとき。
- ② 甲が、レンタル料などの支払いを怠ったと
き。
- ③ 甲が、物件について必要な保守・管理を行
わなかったとき、あるいは法令その他で定め
られる使用方法に違反したとき。
- ④ 甲または乙が、営業上の休廃止・解散をし、
あるいは差押・仮差押・強制執行・手形交換
所の不渡処分・公租公課の滞納処分を受け、
または破産・和議・会社整理・会社更生の申
し立てをしたとき。
- ⑤ 乙の、レンタル物件が盗難にあった場合、
もしくは物件が滅失し、または毀損し使用不
能となった場合。

第17条（契約解除時の処置）

前条の規定により、本契約および個別契約が
解除された場合には、乙はただちに物件を引取
るものとし、その引取に要する費用は責のある
当事者が負担するとともに、乙の引取りに対
して甲は乙に協力しなければならない。

第18条（中途解約）

- ① 個別契約期間中における中途解約は原則と
して認められない。
ただし、甲が特別の事由により、期間満了
前に申し出、乙がこれを認めた場合はこの限
りではない。
- ② 前項において、解約が認められた場合、甲
はただちに第15条の規定に基づく手続きを履
行する。

第19条（解約損害金）

本契約および別契約が第16条および第18条に
より契約解除となり、物件返還がされた場合
においても、甲はあらかじめ特約した損害金を支
払う。ただし、特約のない場合は甲乙協議のう
え、損害金・賠償金を定める。

第20条（秘密の保持）

乙はこの契約の履行にともない、工事につい
て知り得た情報・知識・工法・技術および甲の
営業上の秘密の一切を、この契約終了後といえ
ども他に漏らしてはならない。

また、乙の使用人などにこれらの秘密を漏ら
さないようにさせなければならない。

第21条（連帯保証人）

連帯保証人は甲と連帯して、本契約および個
別契約上の義務の履行を保証する。

※乙が必要とする場合には連帯保証人をつけ
ることができる。

第22条（契約期間）

基本契約の有効期間は平成 年 月 日
より 年とする。

ただし、期間満了1ヶ年前までに、甲乙い
ずれかより解約の意思表示がない限り、自動的
に1ヶ年間更新されたものとし、以後も同様とする。

第23条（公正証書）

甲および丙が本契約および個別契約に定める
金銭債務の履行を怠ったときは、その財産につ
いてただちに強制執行を受けることを承諾する。

乙から要求あり次第、本契約および個別契約
について公正証書を作成するものとし、これに
要する費用は甲の負担とする。

※乙が必要とする場合には公正証書を作成す
ることができる。

第24条（訴訟管轄）

本契約および個別契約にもとずく甲乙間の紛
争に関する管轄裁判所は、乙の本店所在地を管
轄する裁判所とする。

第25条（特約）

第26条（補則）

本契約に定めなき事項については、甲乙は誠
意をもって協議し処理する。

契約 No.

平成 年 月 日

賃借人(甲) 住所
氏名

印

賃貸人(乙) 住所
氏名

印

保証人(丙) 住所
氏名

印

社団法人日本建設機械化協会
社団法人全国建設機械器具リース業協会

建設機械等レンタル(賃貸借)基本契約書

印 紙

第 1 条 (総則)

賃借人を甲、賃貸人を乙(甲の連帯保証人を丙)として、建設機械など(以下「物件」という)のレンタルに関し、次の通りレンタル基本契約を締結する(以下「本契約」という)。

なお、本契約を証するため、契約書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その一通を保有する。

(※連帯保証人をつける場合は、三通作成し、丙もその一通を保有する。)

第 2 条 (本契約の個別契約への適用)

本契約は、別途当事者間に特約のない限り、本契約期間中、甲乙間に締結される一切の個別契約に適用される。

第 3 条 (個別レンタルの申込み)

本契約に基づき、甲は乙と物件の種類・規格・数量・使用目的・使用場所・引渡し予定日・引渡し返還場所・レンタル期間・料金・支払条件・輸送方法・修繕費・その他の条件について取り決めのうえ、レンタル契約を申し込む。

第 4 条 (個別契約の成立)

個々のレンタル契約は、甲が前第3条にしたがって申込み(口頭による場合を含む)、乙の責任者またはその代理人がそれを承諾することによって成立する(以下「個別契約」という)。

ただし、甲の工事現場責任者またはその代理人による申込みによっても成立する。

第 5 条 (レンタル期間)

① レンタル期間は、原則として物件を乙の指定場所から出荷した日より、乙の指定場所へ返還した日迄とする。

② 甲が、個別契約に定めるレンタル期間の短縮、または延長を申し出て、乙がそれを認めるときは、この期間およびレンタル料金について別途協議する。

第 6 条 (保証金)

甲は個別契約成立と同時に、乙の要求があれば、その申し出る額の保証金を、現金またはそれに代わるもので乙に支払う。

この保証金は個別契約諸条項の遵守・履行の担保とし、当該個別契約終了時に清算する。

ただし、この保証金に利息はつけない。

第 7 条 (物件の引渡し)

① 乙の物件引渡しは、原則として乙の指定場所で、甲の指定する工事現場責任者・代理人、あるいは運送受託人に対して行う。

② 甲は、物件の引渡しを受けると同時に、借受証、あるいは受領証を乙に交付する。

③ 組立・据付・あるいは解体作業をともなう物件の引渡しについては、その都度個別契約においてレンタル期間の開始日および返還条件などを定める。

④ 物件の搬出人・運送・積み下ろしなどにともなう事故は、甲、または甲の手配による場合は甲の責任とし、乙、または乙の手配による場合は乙の責任とする。

第 8 条 (物件の検収)

甲は、物件受領後、ただちに乙の発行する出荷案内状、あるいは納品書ならびに法令に定められた諸資料記載の内容に基づき物件の規格・仕様・性能・機能・数量などについて検収をし、物件に瑕疵がないことを確認する。

もし、物件の不適合・不完全・不足・その他の瑕疵などを発見した場合には、ただちに乙に連絡する。

乙が、甲の連絡を受けたときは、その責任においてすみやかに物件を修理するか、または代替の物件を引渡す。

第 9 条 (物件の保守管理)

① 甲は、善良なる管理者の注意をもって物件

を保管し、関連法令を守り、物件の本来の用法・能力に従って使用し、常時正常の状態に維持管理する。

その為の費用は特約のない限り、甲が負担する。

② 月例自主点検などを必要とする物件については、別途特約のない限り、甲の責任と負担でこれを行う。

③ 甲の責に帰することができない理由により物件の故障・破損などが発生した場合は、乙の責任と負担でこれを修理するか、または代替の物件を引渡す。

④ 甲がレンタル期間中における物件の保守管理を希望する場合は、別途保守管理契約を締結する。

第 10 条 (物件の検査)

乙は、物件の使用場所において、その使用ならびに保管の状況を検査することができる。

第 11 条 (物件についての損害補償)

① 物件が、天災地変、その他甲乙いずれの責にも帰する事ができない事由によって滅失、あるいは毀損した場合の損害の負担については、甲乙が協議して定める。

② 物件が、甲の使用方法・取扱いの不備などにより損傷した場合は、修理費および修理期間に相応したレンタル料金を補償金として甲は乙に支払う。

③ 甲の過失により物件が盗難にあたり、滅失した場合は、物件と同じ同等品を乙に返却するか、または時価相当額を甲は乙に支払う。

第 12 条 (損害賠償責任)

甲が乙の物件の保管・使用に起因して(ただし、乙の整備不良など乙の責に帰すべき事由に起因する場合を除く)第三者に対し人的・物的な損害が発生した場合は、甲の責任においてすみやかに損害の程度に相当する額を当該第三者に賠償金として支払う。

ただし、乙があらかじめ賠償責任保険を付している事故について乙が保険金を受け取った場合は、その保険受取金額を限度とし、乙は甲に交付することができる。

第 13 条 (禁止事項)

甲が乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。

1. 物件に、新たに装置・部品・付属品などを付着させること、また既に付着しているものを取り外すこと。
2. 物件の改造、あるいは性能・機能の変更をすること。
3. 物件を、本来の用途以外に使用すること。
4. 物件を、当初に納入した場所より他へ移動させること。
5. 個別契約に基づく賃借権を、他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること。
6. 物件について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること。
7. 物件に表示された所有者の表示や標識を、乙の承諾なしに抹消したり、取り外すこと。

第 14 条 (通知義務)

甲、乙(又は丙)は次の各号のいずれかに該当した場合には、その旨を相手方にすみやかに連絡すると同時に、書面でも通知する。

1. 甲は、物件について盗難・滅失あるいは毀損などが生じたとき。
2. 住所を移転したとき。
3. 代表者を変更したとき。
4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
5. 物件につき、他から強制執行、その他法律的・事実に侵害があったとき。

第 15 条 (個別契約満了時の処理と物件の返還)

① 個別契約期間満了時、または期限前であっても第16条により、乙から物件返還の請求があった時は、甲はただちに物件を個別契約で定める場所へ返還する。乙は物件の返還を受けると同時に甲に受領証を交付する。

② 返還に伴う輸送費、およびその物件の返還に要する一切の費用は原則として甲の負担とする。

③ 物件の返還は、甲乙双方立ち合いのうえ、行うこととする。ただし、甲が立ち合うことができない場合は、乙の検収をもって有効とする。

ラクラク痛!! 勤・作業で、ぐーんと機能UP!!

コーエイ工専用モノレールKSシリーズ

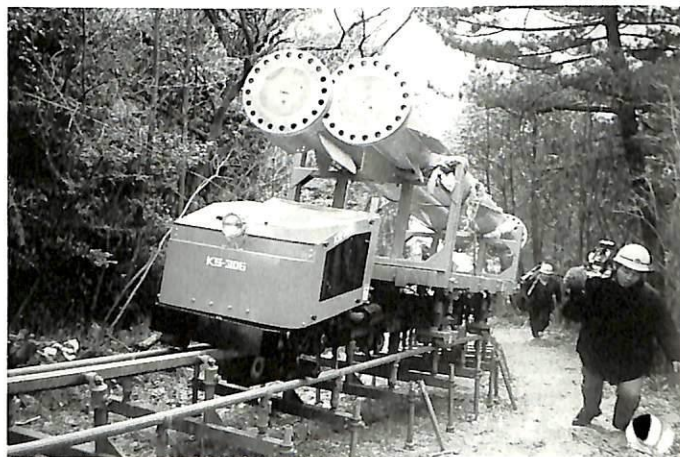
(無人走行運搬機)

コーエイ乗用モノレール・KSTRシリーズ

地質調査のボーリング機材運搬、予防治山事業、電力の鉄塔建設工事等困難な自然条件を克服、高齢化と人手不足による作業効率低下の解消、運搬作業の合理化に最適の機材です。

急傾斜地専用開発したディーゼルエンジン(オイルパン特注)

山越え、谷越えに、充分対応できる内部機構を備えた本機搭載用に開発したディーゼルエンジンです。従来の2サイクルエンジンの欠点をすべて解消しました。始動はセルスターター式と、リコイルスターター式併用で燃費も経済的です。ヒーター付ですので寒冷地でも始動がスムーズです。



KS-306A型 (1.5~4.0t積)30°

降坂速度制御(傾斜センサー)によるオーバーランの防止。本機は、誤動作では作動しません。また、配線・配管が断裂すると走行停止、衝突時には自動停止します。その他、自動給油装置(走行時)発進・停止のワンタッチ操作、速度ランプ表示。

土木事業の省力化に奉仕する
光永産業株式会社

本社 〒799-3102 愛媛県伊予市宮下96-1 TEL(089)983-1414 FAX(089)983-1416
関東営業所 TEL(0495)72-6830 九州営業所 TEL(0964)23-0169
資材センター 全国23ヶ所



KS-302型 (乗用仕様 KSTR-302型) (700kg積)30°



KS-307B型 (1.5t積)35°

- ①フェイルセーフを基本にした安全機構
- ②エンジンブレーキを自在に活用出来る手動スロットル装置付(OPT)
- ③傾斜地用に開発された余裕のディーゼルエンジン
- ④ショックのない発進停止機構
- ⑤バンパー自動停止装置を取り入れ、軌道上のトラブルも即対応。
- ⑥バッテリー水平維持装置、駆動輪自動給油方式等々の標準装置、オプション機構を有し、使う立場にたった設計思想で、安全性・操作性及びメンテナンス性の向上で、どなたでも安心して使用出来る機械となっています。



新年おめでとうございます
今年も宜しくお願い申し上げます

本年度は、委員会活動報告

(第69回理事會)にもありますように、建設機械器具リース・レンタルネットワーク構築の試行が決定されております。試行が予定されているプロジェクトの、会員各位の積極的な参加が望まれます。

また、当協会は「第三次構造改善事業」を推進しておりますが、新たに中小企業対策の目玉として、中小企業の創意ある向上発展を図り、もって国民経済の健全な発展に資

することを目的とした、「中小企業経営革新支援法」が施行されていますので、関係法令として内容を掲載いたしました。

制度の内容についてのお問い合わせは、事務局又は都道府県担当部局にお願いします。また、協会支部名簿につきまして、事務局長の変更がございます。

群馬・東京・神奈川・長野・滋賀・沖縄の各支部ですので、今後とも宜しくお願いいたします。

最後になりましたが、会員の皆様の益々のご隆盛を祈念申し上げます。

平成十二年元旦

広報委員長

矢崎 照男

かいほう No.52



発行日 平成12年1月
発行者 社団法人 全国建設機械器具リース業協会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-1-1
近江兄弟ビル4階
TEL 03-3293-7273
FAX 03-3293-7275
発行責任者 広報委員長 矢崎 照男
制作編集 (有)妻木電子情報印刷
〒151-0066 東京都渋谷区西原1-135-1-5
TEL 03-3460-2585
FAX 03-3460-2586

表紙写真 片岡陽太



「お客さま信頼度トップ」の 会社をめざします

私ども明治生命はお客さまのニーズにお応えするため、コンサルティング・セールスによる最適な生活設計・商品プランと心のこもったきめ細かなサービスをお届けし、お客さまに選ばれる「お客さま信頼度トップ」の会社をめざしてまいります。

明治生命館（本社本館）は97年5月、昭和の建造物としては初めて国の重要文化財に指定されました。

Denyo

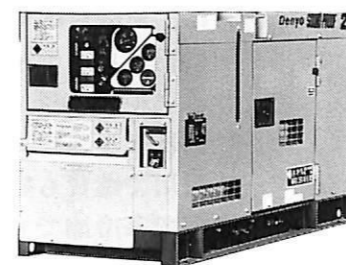
デンヨーのパワースーツ

先進のテクノロジーで建設現場のニーズにお応えします。

エンジン発電機

0.5~800kVA

新ブラシレス発電機搭載で、電圧変動率は極少



DCA-25SPI-C 50Hz 20kVA・60Hz 25kVA

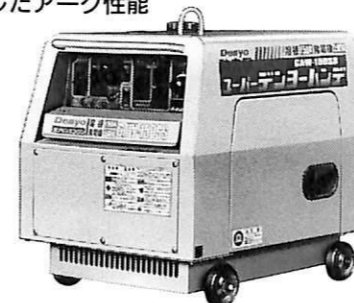


DCA-600SPK 50Hz 550kVA・60Hz 600kVA

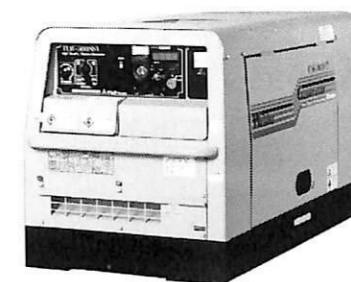
エンジン溶接・発電機

30~450A

卓越したアーク性能



GAW-150SS 30~150A

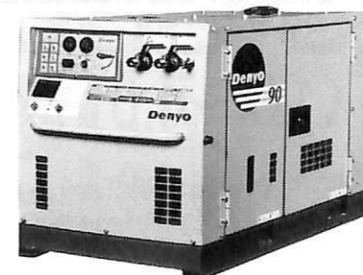


TLW-300SSY 30~300A

エンジンコンプレッサー

1.4~52.4m³/min

信頼性の高いスクリーンコンプレッサー



DIS-90SB 2.0m³/min



DIS-1070XS 30.3m³/min 2.40/1.27MPa

●技術で明日を築く
デンヨー株式会社
 本社：〒164-8510 東京都中野区上高田4-2-2
 TEL：03(3228)1111 FAX：03(5380)7171

札幌営業所 ☎011(862)1221	東京営業所 ☎03(3228)2211	大阪営業所 ☎06(6488)7131
東北営業所(1) ☎019(647)4611	横浜営業所 ☎045(774)0321	広島営業所 ☎082(278)3350
東北営業所(2) ☎022(254)7311	静岡営業所 ☎054(261)3259	高松営業所 ☎087(874)3301
関東営業所(1) ☎025(268)0791	名古屋営業所 ☎052(935)0621	九州営業所 ☎092(935)0700
関東営業所(2) ☎027(251)1931	金沢営業所 ☎076(269)1231	



ツルミポンプ

電力および資源の節約で 地球環境に貢献します。

無駄を省いた運転の効率化で、電気代を約**30%**も削減できます。
部品の耐久性向上により、メンテナンス
パーツを約**50%**も削減できます。

※上記の数字は当社および社内測定試験の結果によるものです。また、使用条件・環境条件により異なる場合があります。

電極式自動運転タイプ

水位センサが運転のON/OFFを自動制御。
省エネと騒音防止を同時に実現します。

LB3-A型

機動性に優れた
コンパクトタイプ。

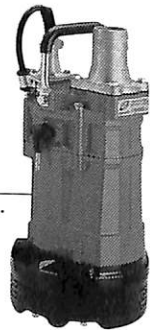
出力 0.25kW・0.48kW
吐出し口径 40mm~50mm



KTVE型

LB3-A型の上位機種で、
中形タイプとしています。

出力 0.75kW・1.5kW・
2.2kW・3.7kW・
5.5kW
吐出し口径 50mm~80mm



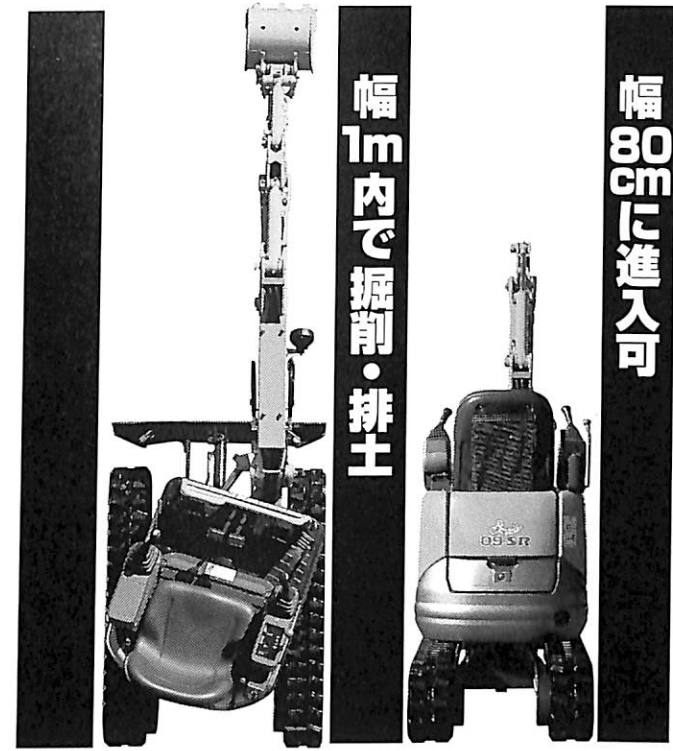
未来への流れをつくる技術のツルミ
株式会社 鶴見製作所

大阪本店：〒538-8585 大阪市鶴見区鶴見4丁目16番40号 TEL. (06)6911-2351(代)
東京本社：〒110-0005 東京都台東区上野5-8-5 (CP10ビル) TEL. (03)3833-9765(代)
京都工場：〒614-8163 京都府八幡市上奈良長池1-1 TEL. (075)971-0831(代)
国内営業拠点67ヶ所。ツルミサービスセンター130ヶ所。海外拠点7ヶ所。

全国をくまなくネットする、迅速なサービスとアフターフォロー体制。

- 北海道支店 (011)787-8385 札幌 旭川 帯広
 - 東北支店 (022)284-4107 仙台 山形 盛岡 郡山 青森 秋田
 - 東京支店 (03)3833-0331 東京建機第一 東京建機第二 東京設備 東京産機 千葉 横浜
 - 北関東支店 (048)688-5522 大宮 前橋 宇都宮 長野
 - 新潟支店 (025)283-3363 新潟 長岡
 - 中部支店 (052)481-8181 名古屋建機 名古屋産機 四日市 岐阜 静岡 沼津
 - 北陸支店 (076)268-2761 金沢 福井 富山
 - 近畿支店 (06)6911-2311 大阪建機 大阪産機 阪奈 滋賀 京都 北近畿 南大阪 和歌山
 - 兵庫支店 (078)575-0322 神戸 姫路
 - 中国支店 (082)923-5171 広島 米子 岡山 山口
 - 四国支店 (087)843-5133 高松 松山
 - 九州支店 (092)623-6020 福岡 熊本 鹿児島 沖縄 大分 長崎 宮崎
- 海外：アメリカ・ドイツ・香港・タイ・シンガポール・台湾 台湾工場

KOBELCO



幅1m内で掘削・排土

幅80cmに進入可

狭所にスイスイ、 狭所でテキパキ。

車幅伸縮+小旋回のボーダレス誕生。

クローラ幅伸縮自在で好評のコベルコ・ボーダレスが、
いよいよ後方小旋回化を果たして新登場。
狭所進入性に狭所作業性を新たにくわえ、
住宅基礎、宅内配管、内装解体などの狭い現場へ自走進入、
きっちりスムーズに仕事をこなします。

- 最小進入幅750mm ●1m幅内で掘削&排土 ●足元ひろびろ運転席
- 1本吊り積み降ろしOK ●頑丈なアタッチメント ●新超低騒音機に指定



- バケット容量:0.022m³ ●機械質量:940kg
- クローラ全幅:750±980mm
- 後端旋回半径:490mm (はみ出し量:0)

コベルコ建機株式会社

〒103-8246 東京都中央区日本橋1丁目3番13号 ☎03-3278-7111

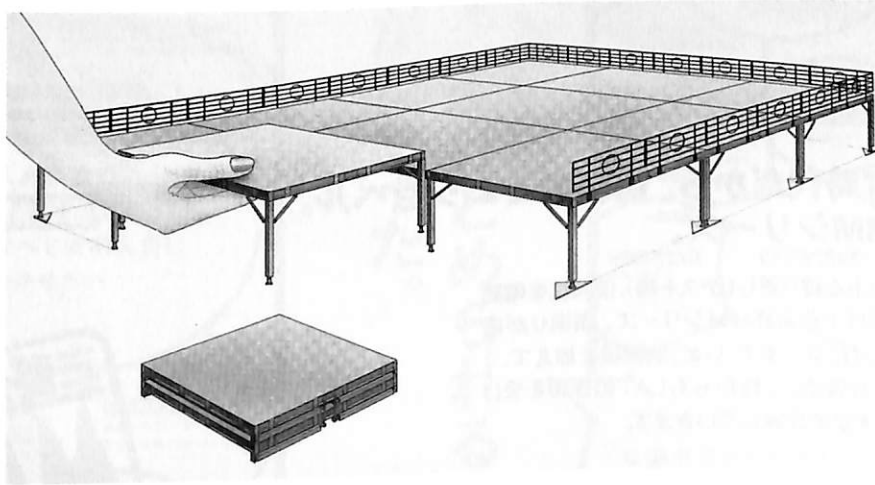
<http://www.kobelco-kenki.co.jp>

レンタル商品として最適

特許製品

スーパーステージ

必要なときに、必要なスペースを！
折畳システム仮設棚

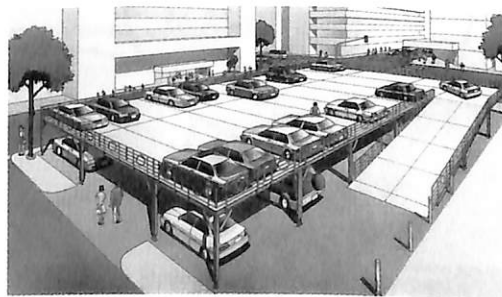


(特長)

- 組立、解体自由自在の仮設金属棚です。
- 短期間のニーズに対応可能。

〈使用例〉

自走式立体駐車場
中二階・ハウス架台等



販売元
YUASA ユアサ商事株式会社
東京都中央区日本橋大伝馬町13-10
☎ (03)3665-6571 FAX (03)3665-6801

製造元 株式会社 ベンチャーランド

厚生年金基金加入で豊かな老後設計を

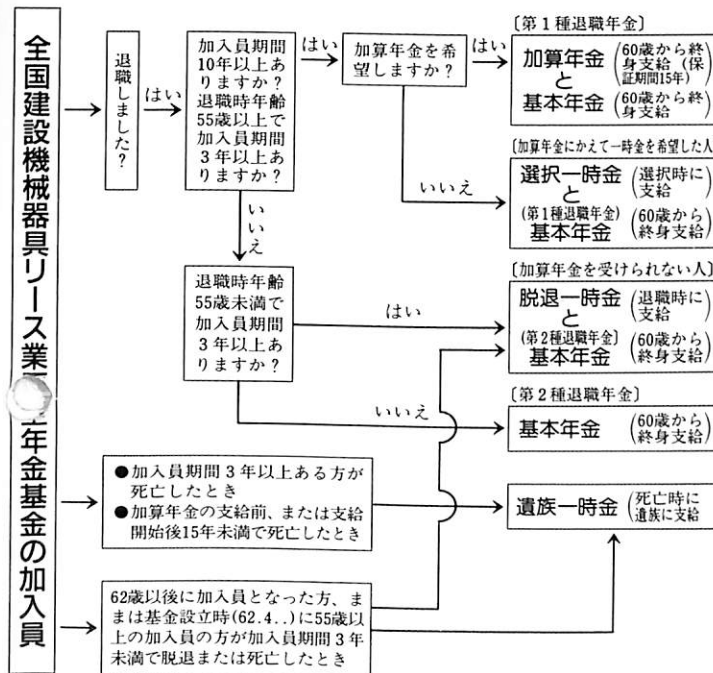
国の老齢年金部分より多い年金を受取るための制度です。人生80年時代に備え、国の年金と並んで老後生活を支える支柱として、加入される方々が年毎に増えております。



社員の方々には
—老後の安心を—
企業にとっては
—人材確保と繁栄を—

当基金では、年金、一時金の支払いのほか、各種福祉事業を行っております。
厚生年金基金についてのご質問、ご相談は下記までお問い合わせ下さい。

あなたはこんな給付が受けられます



【注】
●基本年金（基本部分の給付）については、加入員期間が10年未満で退職時の年齢が55歳未満の場合は、厚生年金基金連合会に支給義務が移転し、同連合会から支給されます。
●前記のうち、加入員期間が3年以上ある方、又は退職時の年齢が55歳以上60歳未満で加入員期間が3年以上10年未満の方は、本人の選択により、脱退一時金にかえて年金として受けることができます。
（基本加算金といい、前記の連合会から支給されます。）
●基本年金および加算年金については、60歳以後も加入員である場合は、退職（65歳に達したため基金からの脱退を含む）したときから支給されます。
●基本年金については、加入員であっても国の「老齢厚生年金」が受けられるようになったときは、そのときから受けられます。
●加算年金については、現在の会社を退職し、当基金の加入員でなくなった場合には、たとえ他に勤務していても60歳以後支給されます。

年金一口メモ

加算年金の15年保証期間つきとは……
●基金から支給される加算年金は終身年金ですから、本人が生ずる限り支給されます。しかし、年金受給期間が15年未満で本人が亡くなった場合には、15年から受給済期間を差し引いた期間相当分を遺族一時金として支給するという仕組みになっています。つまり15年間は完全に受給権が保証されるというものです。

全国建設機械器具リース業厚生年金基金

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-7-5
明治生命飯田橋ビル 5階
TEL 03 (3230) 3871~2

いろんな声を受けとめられる
自動車保険が始まった。

車両保険は「自己負担なし」のつもりで加入したのに、2回目の事故は10万円の自己負担？

レジャーにしか使わないので、保険料もっと安くありませんか？

クルマにはいつも「レジャー用品」を積んでいるので、事故での破損が心配。

土曜日の事故でも、いろいろ相談によってもらえるの？

新車同様のクルマなのに、2年目以降は買ったときの金額は補償されないの？

人身事故の被害者になっても、すべて安田火災にまかせたい。

車両保険がついてないと対物事故のときに示談交渉してもらえないの？

借りたクルマを運転して事故を起こしても、できれば自分の保険を使いたい。

車両保険に入っているのに、古いクルマなので修理代は全額は出ないと言われました。

遠隔地での自動車事故はやっぱり心配。安心してまかせられる？

10年間無事故で16等級。もうこれ以上の割引はないの？

クルマに乗っていないときでも家族全員を守るいい補償、ないかな。

対人・対物の高額な賠償事故はやっぱり心配。いくらまでついたらいいの？!

貸物車にはどうして年齢条件がないの？

自動車事故でケガをして入院。当座の費用はもらえないの？

車両事故のときに自己負担があるのは、やっぱりキツイな。

事故のときはもちろん、故障のときの代車費用なども何とかならないか。

人身事故のときに自分の過失分も補償してもらえると、本当に安心です。

ゴルフ場保険。毎年の更新はつい忘れがち。

2台目のクルマも安田火災で加入すると何かメリットはあるの？

年齢条件がついているから、友人に運転を代わってもらえないのが不便。

ひとりひとりに最適を。
ニーズ細分型自動車保険システム。

自動車保険に求めること、それは、その人のクルマや生活によって実にいろいろです。安田火災は、ひとりひとりのお客さまのいろいろな声に応えられてこそ、よい自動車保険だと考えます。この度発表したカーオーナーズ保険「ONE」は、リスク細分型料率を採用していますが、単にそれだけではありません。多彩な補償内容、万一の事故対応、ご契約時の利便性など、お客さまひとりひとりのニーズに応える(One to One)しくみの保険です。安田火災はこれを「ニーズ細分型自動車保険システム」として提案します。最適な保険を望む人は、きっとこの保険を選択されるはず。

安田火災の

カーオーナーズ保険

ONE

10月1日発売

「これなら一緒に頑張れそうだ!」。



過酷走行テスト中のMM57SR
*テストの内容は機種により異なります。

こんな時代だから、信頼のミニショベル。
三菱MMシリーズ。

過酷なテストを繰り返し(テスト機)、信頼性を確認して、お届けする三菱MMシリーズ。頑張りが違います、頼りになります。いま、新機種を加えて、3タイプ・全17機種。これからもCATの技術を受け継いで、ますます充実していきます。



CAT 新キャタピラー三菱

教育宣伝センター 〒229-1192 神奈川県横浜市中区3700 TEL.042-763-7138
http://www.scm.co.jp

新キャタピラー三菱販売会社グループ

北海道キャタピラー三菱建設販売(株) TEL.(011)881-6612
東北建設機械販売(株) TEL.(0223)22-3111
東関東キャタピラー三菱建設販売(株) TEL.(0471)33-2111
西関東キャタピラー三菱建設販売(株) TEL.(0426)42-1115

北陸キャタピラー三菱建設販売(株) TEL.(025)266-9181
東海キャタピラー三菱建設販売(株) TEL.(0566)98-1113
近畿キャタピラー三菱建設販売(株) TEL.(0726)41-1125
中国キャタピラー三菱建設販売(株) TEL.(082)893-1112

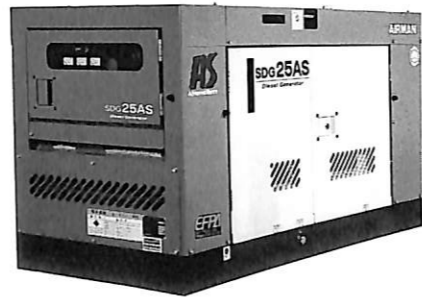
四国機械(株) TEL.(087)836-0363
四国建設機械販売(株) TEL.(089)972-1481
九州建設機械販売(株) TEL.(092)924-1211
牧港自動車(株) TEL.(098)861-1131

エンジンコンプレッサ



アウタケーラ仕様
PDS125SC

エンジン発電機



極超低騒音型
SDG25AS

AIRMAN®

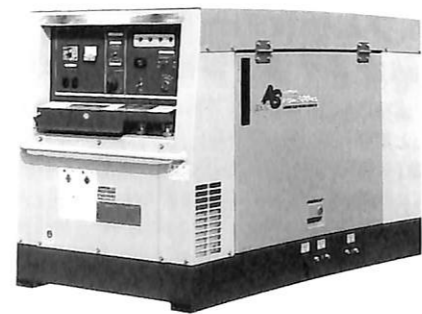
エアマンの製品が
“まちの未来、くらしの未来。”
をサポートします。

極超低騒音型
PDW300AS

後方小旋回
AX50u



ミニバックホー



エンジン溶接機

主要製品 ● エンジンコンプレッサ ● モータコンプレッサ ● エンジン発電機 ● ミニバックホー ● 投光機 ● エンジン溶接機 ● 振動ローラ

北越工業株式会社

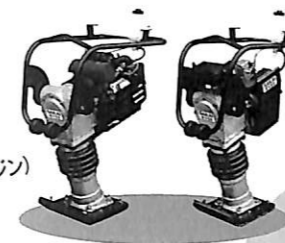
東京本社: 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-22-2 新宿サンエビル
大阪支店: 〒566-0055 大阪府摂津市新在家 2-32-13

Tel(03)3348-7251 Fax(03)5322-8551
Tel(06)6349-3631 Fax(06)6349-1141

SAKAI®

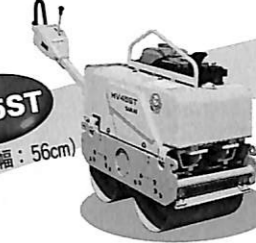
■ ランマ

RVシリーズ
(4サイクルガソリンエンジン)



■ ハンドガイドローラ

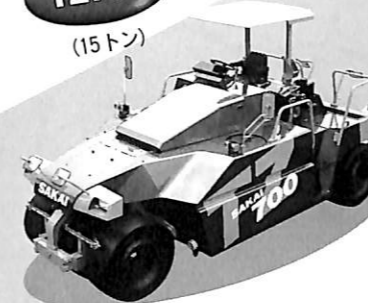
HV45ST
(フレーム幅: 56cm)



21世紀の道路施工機械の創造へ

■ タイヤローラ

TZ700
(15トン)



■ ロードカッタ

ER570CF
(最大切削深さ: 30cm)



■ アスファルトフィニッシャー

PT310
(クローラ型: 1.7m~3.1m)



■ 排水性機能回復車

CJ400-1
(作業速度: 6km/h)



SKW 酒井重工業株式会社

本社 〒105-0012 東京都港区芝大門 1-4-8 浜松町清和ビル ☎(03) 3434-3401 (代)
札幌営業所 仙台営業所 北関東営業所 南関東営業所 名古屋営業所 北陸営業所
大阪営業所 広島営業所 四国営業所 福岡営業所 プロダクトサポート部 研修センター

YANMAR

超小旋回

Σ SERIES

シグマ

新世代Σブームが超小旋回機を変えた。

超小旋回機概念を打ち破る
ヤンマー独自のΣブーム搭載。

Σブームだから、ここが違う

- ① 作業範囲拡大。特に左オフセット時の深掘りに威力を発揮。
- ② 荷台上土ならしが隔々まで容易。
- ③ オペスペースが広くて快適。
- ④ マイコンレスでバケット干渉を防止。



B3Σ

B6Σ

ライバルは0.4m
B7Σ (新登場)

B3Σ ●エンジン出力: 18.4kW(25馬力) ●バケット容量: 0.08m³ ●掘削深さ: 3000mm ●フロント旋回半径: 850mm ●機械質量: 2980kg
B6Σ ●エンジン出力: 27.2kW(37馬力) ●バケット容量: 0.20m³ ●掘削深さ: 4150mm ●フロント旋回半径: 1025mm ●機械質量: 5100kg(キャノピー) 5200kg(キャビン)
B7Σ ●エンジン出力: 41.9kW(57馬力) ●バケット容量: 0.28m³ ●掘削深さ: 4350mm ●フロント旋回半径: 1200mm ●機械質量: 7650kg(キャノピー) 7750kg(キャビン)

ヤンマー超小旋回バックホー

ヤンマーディーゼル株式会社 建機事業部 福岡県筑後市大字照野1717-1 (〒833-0055) TEL(0942) 53-6121

ヤンマーディーゼル
建機販売会社

●北海道 ヤンマー株式会社... TEL(011)898-8001 ●ヤンマー東日本株式会社... TEL(03)5689-3231
●東北 ヤンマー株式会社... TEL(022)259-7201 ●ヤンマー中四国株式会社... TEL(082)923-4114
●ヤンマー西日本株式会社... TEL(06)6783-1121 ●高松支店... TEL(087)874-9112
●中部支店... TEL(05679)5-5355 ●ヤンマー九州株式会社... TEL(092)474-3361

TADANO

高所作業車はタダノ。

UFO移動 さらに進化。

UFO移動=Unlimited(制限のない)Free(自由な)Orientation(方向)の略。
あらゆる方向へ自由に高所移動できることを意味します。



性能アップと機種の充実で、
高所移動がますます自由になりました。
垂直方向へ、水平方向へ、斜め上下方向へ、簡単なレバー操作で
デッキがすっと直線移動。高所をまさに思いのままに移動するこ
の「UFO移動」を可能にしたタダノのスーパーデッキが、使いやす
さを大幅に高めて新登場しました。あらゆる方向へのデッキ移動を
いっそう滑らかにする「自己調整ファジィ制御」(機械振興協会賞
受賞)の採用は、進化の一例。また、トラック架装全型式の積載荷重
を1,000kgにアップするなど使う立場になった製品づくりを徹底。
ビル建設に、高架工事に、地下道の照明取り付けに、塗装工事に…
さまざまな現場の高所作業で威力を発揮するスーパーな一台です。

デッキ型高所作業車 スーパーデッキ



AT-100S	AT-120S	AT-150S	AT-200S
■最大地上高...9.9m	■最大地上高...12.0m	■最大地上高...14.6m	■最大地上高...19.7m
■積載荷重...1000kg	■積載荷重...1000kg	■積載荷重...1000kg	■積載荷重...1000kg
■架装シャシ...2.0t車載	■架装シャシ...3.0t車載	■架装シャシ...3.5t車載	■架装シャシ...3.5t車載

株式会社 タダノ 本社 / 香川県高松市新田町甲34番地 TEL (087) 839-5555(代表)
東京事務所 / 東京都墨田区亀沢2丁目4番12号タダノ両国ビル TEL (03)3621-7777(代表)

スーパーデッキに関するお問い合わせは...
販売第3部(高松)087(839)5588 首都圏(東京)03(3621)7730 北海道(札幌)011(861)9030 東北(仙台)022(288)5550 北関東(水戸)029(244)3051 関東(上尾)048(772)7777
北陸(富山)0764(36)1555 名古屋(豊田)0586(76)1181 大阪(大阪)06(6746)8731 四国(高松)087(839)5777 中国(広島)082(884)0255 九州(福岡)092(503)7821

HITACHI

どの番手で攻めようか。



崩壊や道路工事で後ろを気にせず
作業ができるスリムバック設計。
パワフルなエンジン出力と掘削力、そして
スムーズな複合動作が自慢の後方小旋回型ミニショベルです。
1トンクラスから5トンクラスまで、
あらゆる仕事に合わせてシリーズ完成!



後方小旋回機 Uシリーズ

Landy KID

EX10M EX20M EX27M EX30M
EX35M EX40M EX50M

Uシリーズの最大マシンEX80Mも新登場。



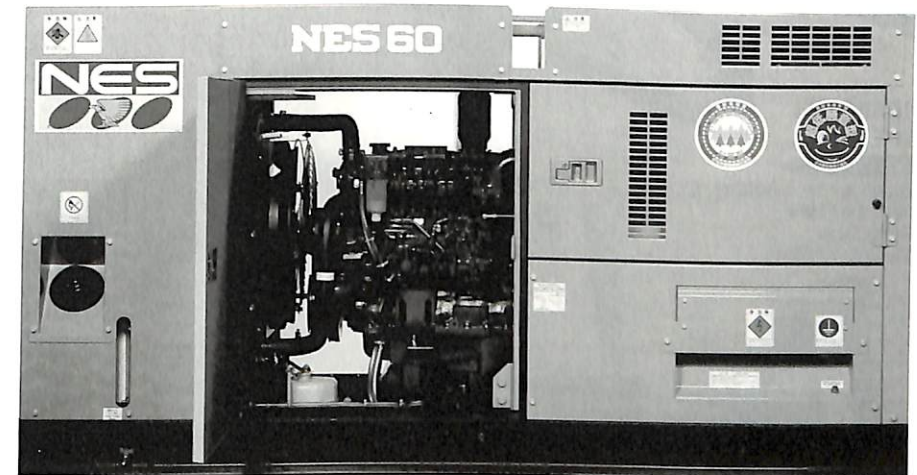
日立建機株式会社
東京都千代田区大手町2-6-2(日本ビル)
〒100-0004 ☎ダイヤルイン(03)3245-6361

環境保護宣言

きれいな空気を守りたい

建設省認定

排出ガス対策エンジン搭載!



NEW NES シリーズ 排出ガス対策型発電機

NEW NES シリーズ

■特長

- 高品質の発電出力
- 高起動型スーパーパワーエンジン搭載
- 超低騒音指定
- カチオン電着塗装
- ICモニタ標準装備
- ワンサイドで日常点検OK
- 大型ドア、ワンタッチハンドル採用
- スッキリ端子台、裸線もOK
- 小型軽量化を実現
- 外部燃料切替装置標準装備(3方コック)
(NES25~NES60)



排出ガス・超低騒音 認定機種

- ◆NES13SI
- ◆NES15SI
- ◆NES25SI-T
- ◆NES35SHE
- ◆NES45SHE
- ◆NES60SHE
- ◆NES75SHE
- ◆NES90SHE
- ◆NES125SHE
- ◆NES150SHE
- ◆NES220SHE
- ◆NES260SHE
- ◆NES300SME

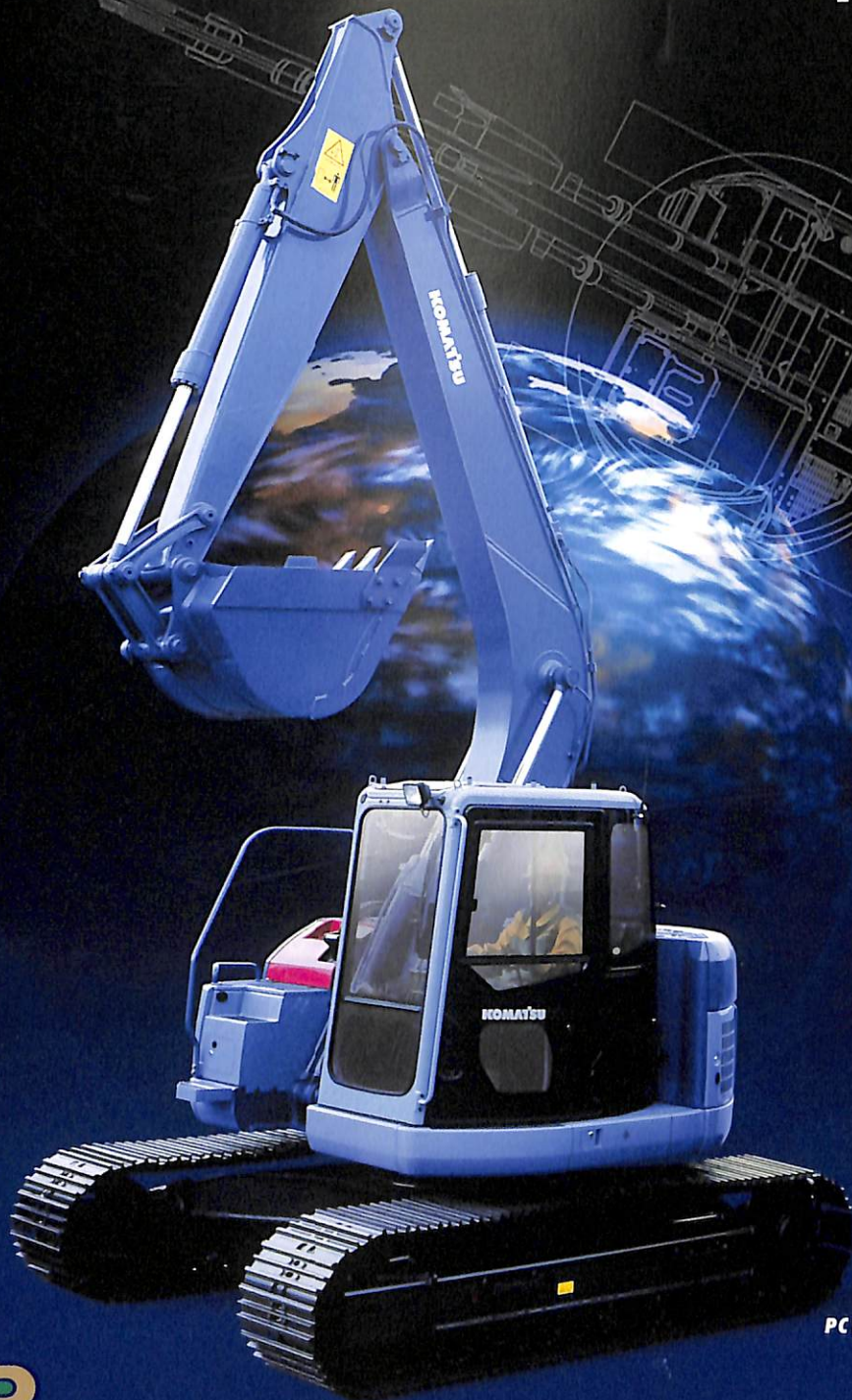
製造・販売元

日本車輛製造株式会社
機電本部

営業部 〒458-8502 名古屋市緑区鳴海町字柳長60 TEL (052) 623-3312 FAX (052) 623-4349
 ■北日本支店 TEL(022)295-3911 ■九州支店 TEL(092)503-7581 ■北海道支店 TEL(022)211-5231
 ■東日本支店 TEL(03)3552-9506 ■札幌支店 TEL(011)891-2021 ■高松支店 TEL(088)94-0350
 ■中部支店 TEL(052)812-3611 ■新潟支店 TEL(025)246-1231
 ■西日本支店 TEL(06)6372-3251 ■鹿児島支店 TEL(076)263-0138

KOMATSU

この星を創る。



PC138US

avance
NRO

NEW ROUND OPERATION
ニューロ。21世紀の標準機。

アバンセ・ニューロ
ラインアップ



PC78US



PC128US



PC138US



PC228US

USシリーズ

コマツ 営業本部営業企画部 販売推進課 〒107-8414 東京都港区赤坂2-3-6 TEL 03-5561-2714 FAX 03-5561-2902

コマツ部品(株) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関3-7-1 TEL 03-3539-7060 FAX 03-3539-7065 コマツ教習所(株) 〒210-0818 神奈川県川崎市川崎区中瀬3-20-1 TEL 044-287-2061 FAX 044-287-2088